

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会 報

地域と農業

第 139 号

Oct. 2025

Autumn

- 特 集** みどり戦略に対応した新しい農業の潮流
第6回 持続可能な肉用牛生産とは何か
～オーガニックグラスフェッドビーフの生産から消費、普及まで～
- レポート** 北海道における農業信用保証保険制度の運営状況について
- 研究報告** 特別講演会
「近年の米流通の変化と今後の方向性」



北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。
私たちは、農業機械・自動車・燃料などの事業を通じて
日本の食料基地北海道の営農ライフラインを支えます。



株式会社

ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 1 番 10 号
☎011(892)1551 FAX011(891)1339

- 岩見沢支店／岩見沢市 4 条東 15 丁目 3 番地 ☎0126(22)4421
- 旭川支店／旭川市永山 2 条 13 丁目 1 番 28 号 ☎0166(48)1181
- 稚内営業所／稚内市声間 4 丁目 26 番 12 号 ☎0162(26)2111
- 網走支店／網走市字呼人 382 番地 ☎0152(48)2115

明日の農業を包む



ホクレン包材株式会社

代表取締役社長 金田 篤

本社／札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 17F

TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394

工場／雨竜郡妹背牛町字妹背牛 4 1 4 番地の 1

旭川営業所／旭川市永山北 2 条 7 丁目 8 番 3 0 号

帯広営業所／帯広市西 1 9 条南 1 丁目 7 番地 1 1

<http://www.hokuren-houzai.co.jp>

地域と農業 Vol.139

表紙写真：農村風景
写真提供：帯広市



目次

- 2** **観 察** 稲はどこで作られているのか？
—灌漑田・天水田・焼き畑—
一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 坂下 明彦
-
- 7** **特 集** みどり戦略に対応した新しい農業の潮流 第6回
「持続可能な肉用牛生産とは何か」
～オーガニックグラスフェッドビーフの生産から消費、普及まで～
北里大学獣医学部附属フィールドサイエンスセンター 講師
北海道オーガニックビーフ振興協議会 会長
小笠原 英毅
-
- 13** **レポート** 北海道における農業信用保証保険制度の運営状況について
北海道農業信用基金協会 参事 小檜山 久寿
-
- 20** **研究報告** 特別講演会
「近年の米流通の変化と今後の方向性」
酪農学園大学農食環境学群循環農学類農畜産物市場論研究室
教授 小池(相原) 晴伴
-
- 35** **シリーズ** 未来の北海道農業を担う農業高校 第4回
北海道富良野高等学校
-
- 40** **ときの話** 農業と外国人材 (第3回)
「北海道における外国人労働者の雇用の変化と農業の特徴」
北海学園大学経済学部 教授 宮入 隆
-
- 49** **連 載** わがマチの自慢 No.41 帯広市
一般社団法人 北海道地域農業研究所 特別研究員 瀬川 辰徳
-
- 56** **地域農研NOW** ～各課題の調査研究を着実に実施しています～
-
- 58** 人事異動・編集後記

みる 観察

稲はどで作られているのか？

—灌漑田・天水田・焼き畑—

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所 長 坂 下 明 彦

政策の変化や奨励などをうけて、水田および水稲の概念に混乱がみられる。一九七〇年以降水田の新たな造成は事実上禁止されているが、財務省はさらに縮小を求めている。その圧力により「畑地化」が推進されたが、結果は北海道の限界地での転換が主だった。この新しい「畑地」は水活の対象水田から外すが地目変更は求めないので、農地台帳には「畑地化水田」が付け加えられた。

財務省の目論見とは関係ないところで進んでいるのが、台帳上では処理されていない耕作放棄地の存在である。「米騒

動」により、にわかに稲作の増産可能性が云々されているが、水田面積の「誤差」に目をつぶってきた農水省は回答を持っていないようだ（注1）。水活見直しの方次第では、財務省の目論見のように水田の縮小が進むかもしれないが、高米価下のそうした転換には民意の圧力がかかりそうである。

さらに水田や稲作の概念があいまいになりそうなのが、灌漑をしない稲作の出現である。バイオステミュラント資材を使つての試みであるが、大きくは水田における乾田直播（六、二七八ha、二

〇二四年北海道実績）の延長としての水なしバージョン（「超節水型乾田直播」）であり、最近の実践例では灌漑用水の不足への対応の側面がある。もう一つは畑地での大規模栽培、陸稲であるが、品種は水稲品種のようである。畑地での稲作の生産性は不安定にならざるを得ないが、新しい技術の革新性が試される段階と言えるだろう。問題は、これが農水省の国際局当たりが画策する低コスト米による輸出戦略に巻き込まれていることであり、財務省も「美味しい米」一辺倒はやめるべきだと後押ししている気配がある。日本の米の関税政策は内外価格差を前提としており、輸出促進は米の輸入自由化シナリオのもとにあり、「米騒動」は米輸入の絶好の好機とされている節がある。二〇二七年をめどに「新しい」米・水田政策が策定されようとしている時期であり、生産者の努力が悪用されないことを祈るのみである。

前書きが長くなってしまったが、水稻

表1 アジア稲作地帯の米面積・収量指標

単位：千ha、%、kg

	米 面積	畑地 面積	米面積 割合	米面積 比率	ha稲 単収
世 界	168,357	1,571,456	100.0	10.7	4,752
アジア	143,575	575,160	85.3	25.0	4,992
南アジア	66,597	238,458	39.6	27.9	4,424
インド	47,828	168,323	28.4	28.4	4,322
バングラ	11,642	8,799	6.9	132.3	5,035
パキスタン	3,637	30,995	2.2	11.7	4,070
ネパール	1,439	1,949	0.9	73.8	3,978
スリランカ	1,163	2,567	0.7	45.3	3,882
アフガン	129	8,116	0.1	1.6	4,628
東南アジア	44,929	115,798	26.7	38.8	4,346
タイ	11,189	21,576	6.6	51.9	2,956
インドネシア	10,214	44,122	6.1	23.1	5,285
ベトナム	7,115	11,649	4.2	61.1	6,114
ミャンマー	6,464	12,517	3.8	51.6	3,968
フィリピン	4,816	11,223	2.9	42.9	4,165
カンボジア	3,600	4,654	2.1	77.4	3,583
ラオス	876	1,610	0.5	54.4	4,377
マレーシア	615	8,244	0.4	7.5	3,524
東アジア	31,744	137,865	18.9	23.0	7,084
中国	28,949	127,580	17.2	22.7	7,137
日本	1,478	4,297	0.9	34.4	6,857
韓国	708	1,512	0.4	46.8	6,918
北朝鮮	386	2,545	0.2	15.2	4,597
台湾	222	779	0.1	28.5	6,581

注) FAOSTATによる。

ばかりが稲作ではなくなる。時世、ここでは世界の「米はどこで作られているのか？」を探ってみた。どことは、日本のような灌漑田、灌漑しない天水田、焼き畑での陸稲である。純畑での陸稲は少ない。

まず、世界の米の作付面積を統計からみてみよう。FAO(国連食料農業機関)のFAOSTAT(データベース)では、国際機関は依然として西欧中心なのか土地利用

の統計に田んぼ(paddy field)がない。二〇一三年の世界の農用地は四八億haであるが、そのうち永年草地が三二億haと、三分の二を占めていて、耕地は残り一五億ha、三分の一に過ぎない。水田はこの中に含まれる。灌漑耕地の項目があり全体で三・五億ha、耕地の二三%と大きい。この中に灌漑水田がどの程度含まれるかはわからないが、農業生産の中に稲(rice)というのがあり、この収穫面積(以下米

面積とする)は取れる(表1)。世界では一億六、八〇〇万haである。といっても、延べ面積であるから、二期作がある米面積は水田面積の二倍になる。しかも、お天道任せの天水田も含まれている。灌漑面積から米面積を引くと灌漑畑は最低でも一・九億haとなり、米面積を上回っている。世界的に見れば畑地灌漑が主流であることが確認される。

表1には米面積の八五%を占めるアジアの三地域、南アジア、東南アジア、東アジアの主な国別の稲作の数値を示している。米面積の地域比率では、南アジアが四〇%、東南アジアが二七%、東アジアが一九%の順である。しかし、耕地に対する米面積比率(水田率に相当)をみると、東南アジアが三九%で最も高く、国別ではタイ、ベトナムなど五か国で五〇%を超えている。南アジアは二八%、東アジアが二三%なのは圧倒的比率を持つインドと中国がもとも雑穀と小麦を主穀としていたからである。ha当り粉単

収はというと、南アジアが四、四〇〇kg、東南アジアが四、三〇〇kgであるのに対し、東アジアは七、一〇〇kgと高い。しかし、面積が延べ面積なので二期作が多いと低くなり、簡単には判断出来ない。

米面積を歴史的に見ると一九六〇年代の一億二千万haから二〇一三年には一億七千万haと一・五倍に増加している。南アジアは四、六〇〇万haから六、七〇〇万haへと同率の伸びをみせ、比率は四〇%を維持している。緑の革命の恩恵を最も受けたかつこつである。これに対し東アジアは三、二〇〇万haから一時期は四、〇〇〇万haを超えるものの以降減少し、現在の伸び率は一倍にとどまっている。東南アジアは当初二、八〇〇万haと東アジアに及ばなかったが、一九九五年には四、〇〇〇万haを超え、二〇〇〇年代以降は四、五〇〇万haで安定している。伸び率は一・六倍と最も高い。これについて、二期作化など土地利用率の影響をタイとベトナムで見ると(注2)、タイは

水田面積が一、〇四七万ha、作付面積は一、一四二万ha(雨季作九六一万ha、乾季作一八一万ha)で土地利用率は一〇九%に過ぎない。しかし、ベトナムでは水田面積三九二万haに対し、作付面積は七十一万ha(春稲二九五万ha、秋稲二六二万ha、冬稲一五五万ha)であり、土地利用率は一八二%と高くなっている。国別の相違が甚だしく、水田面積はわからずじまいである。

統計ではらちが明かないので、実態に踏み込んでみよう。ずいぶん前になるが、大御所の渡部忠世の編による『稲のアジア史』(三巻、小学館、一九八七年)が刊行された。緑の革命にも陰りが見えていた時期であり、エコシステムに視点を当てた当時としては総括的な著書だったようだ。この流れで新著が出てるだろうと高をくくって調べたが、見当たらない。この間、考古学の進化により稲作の起源が長江中下流とされてしまった。そのため、雲南やアッサム当たりが稲作の源流で

日本の故郷だというロマンで一世を風靡した照葉樹林文化論(中尾佐助、佐々木高明)も力をなくし、同時にこのグループも力を失ってしまったため(注3)。

地域別の稲作の発達史としては貴重な本なので『稲のアジア史』を新刊のようには繙いてみた。この本が一番言いたかったことは日本稲作が極めて特殊な存在だと言っていることである。モンスーンアジアには世界の米面積の九〇%が集中するが、これを可能にしたのはモンスーンによる降雨の集中と低地の広がりであり、天水田が基本であると言っていることである。

そこで、頭をひねってアジアの稲作の生態型(エコシステム)による分類を図形化してみた(図1)。最初に考えたのが(1)の水の需給関係による区分である。一方には人工的な施設を構築した灌漑水田があり、他方水に依存しない焼き畑による陸稲栽培がある。その中間として水の供給は不安定ながらも稲の成長期には

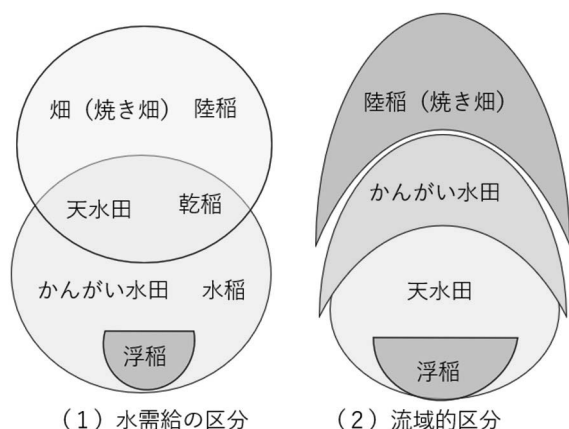


図1 稲作の生態型による分類

湛水栽培を行う天水田がある、という構図である。雨季の増水に対応する浮き稲は灌漑水田の究極の形と考えた。しかし、この図は平面的なので高低差を考慮し、流域論的に作りなおしたのが(2)である。

モンスーンアジアの稲作は島しょ部を除くと基本的に大河川の流域に立地している。東アジアの長江、珠江(注4)、

東南アジアの紅河、国際河川のメコン、チャオプラヤ、サルウィン、イラワジ、南アジアのガンジス・ブラマプトラである。大きくみると中国の長江流域とインドのベンガルデルタが先行し、東西から挟まれた東南アジアの展開が続くという序列である。長江流域では灌漑移植型稲作が、インド東部では畑作の乾燥農業の影響を受けた散播中耕型の稲作が展開していた。

この図がよくあてはまるのが東南アジア大陸部の大河川流域である。下流域のデルタは氾濫原であり、開発は遅れる。むしろ、上流域での山間盆地(支谷)において、比較的安定した灌漑稲作が行われ、古代王朝の基礎となった。タイの例では北タイのチェンマイが典型である。

この外側に、灌漑稲よりも以前から広範に存在していたのが焼き畑稲作・陸稲である。陸稲には糯品種が多い。山地の少数民族の餅米文化の基礎となってきた。しかし、定住化政策とも相まって焼き畑

の禁止政策がとられ、大きく減少したのが現状である。

大河川の中流域は無水地帯、平原であり、天水田地帯である。田の形態は持つが、用水路を持たず天水を利用するものであり、貯水のため畦が高く、一見北海道の深水灌漑の畦を思わせる。天水田の場合、田植え水の不足が前提であり、乾田に直播されることが多い。カンボジアや東北タイが典型と言われる。

そしてデルタである。氾濫原に展開しているが、海岸部の湿地移植稲作を除くと、いわゆる浮き稲地帯である。降雨の前に直播し、水位の上昇とともに伸長する。歴とした天水田である。デルタ先端部から中央部へと拡大していくが、一九世紀中葉の植民地経営が主導した。

天水田の地域を含め、戦後はダム建設による灌漑施設の建設が進んだ。インド東部が典型であり、先の統計にも表れている。散播中耕法から高収量品種による灌漑移植栽培へと転換している。デルタ

表2 世界の稲作のエコシステム別の指数（1985年）

単位：百万ha、トン、百万トン、%

エコシステム	実数			構成比		
	面積	ha単収	生産量	面積	ha単収	生産量
灌漑稲	67	4.7	313	48.6	146.9	71.6
天水稲	40	2.1	84	29.0	65.6	19.2
陸稲	18	1.1	21	13.0	34.4	4.8
浮稲	13	1.5	19	9.4	46.9	4.3
合計	138	3.2	437	100.0	100.0	100.0

注）国際稲研究所、1989による。

haで、
〇〇万
一、八
陸稲が
二九％
万haで
〇〇〇
が四、
天水田
四九％
haで、
〇〇万
六、七
既稲が

地帯についても上流部のダム開発により洪水調節が行われるようになり、浮稲栽培も縮小を見せている。また、すでにみたように二期作、三期作が可能な面積も増加している。

それでは、全体として稲作の類型別の面積はいかほどであろうか。一九八五年頃の推計値を示したのが表2である。灌

一三％、浮稲が一、三〇〇万haで九％となっている。日本の感覚としては灌漑稲が半数というのは驚きである。ただし、灌漑稲はha当り単収が粃四・七トンなので、生産量では七二％となっている。

もうひとつ、推計がある。諸指標を組み合わせて二〇〇五年頃の世界の灌漑耕作地、天水耕作地、水田耕作地の分布を推計したものである。これによると、灌

漑農地三億一、四〇〇万haのうち灌漑水田が六、〇〇〇万ha、天水農地一〇億四、七〇〇万haのうち天水田が六、三〇〇万haである。陸稲についてのデータはないが、まだまだ天水田が灌漑水田を上回っているのである（注5）。

緑の革命以来、水田開発はイリゲーション一本やりで進められてきた。しかし、温暖化により水不足が本格化するなか節水型の技術開発も必要な事態になろうとしている。日本でも低コスト化により輸出機会をつかがうと言っよりは、地域の水田・稲作を守ると言っ切実なものとな

ろう。ことはさほどに逼迫しつつあるのである。

（注1）坂下明彦「田んぼの本当の面積は？」『地域と農業』一三二号、二〇一三年、同「ほん

とくに水田政策を放棄していいのか」『地域と農業』一三七号、二〇一五年

（注2）タイは『タイ農業統計二〇一二』、ベトナムは国家統計局HPによる。

（注3）その後の経緯については佐藤洋一郎『稲と米の民族誌ーアジアの稲作景観を歩く』NHK出版、二〇一六年で触れている。

（注4）最近ではアムール川流域での急速な水田開発が目されている。朴紅『中国国有農場の変貌ー巨大ジャポニカ米産地の形成ー』筑波書房、二〇一五年。

（注5）J・M・サーモン他「世界の天水耕作地・灌漑地・水田：リモートセンシング、作物インベントリ、気候データから導出された新たな高解像度マップ」International Journal of Applied Earth Observation and Geo-information 38, 2015（近藤巧氏にゆめ）

みどり戦略に対応した新しい農業の潮流

第六回

持続可能な肉用牛生産とは何か

〜オーガニックグラスフェッドビーフの生産から消費、普及まで〜

北里大学獣医学部附属フィロドサイエンスセンター 講師
北海道オーガニックビーフ振興協議会 会長おがさわら ひで
小笠原 英毅

はじめに

農畜産業に関わる私たちは本当に持続可能な畜産物生産について真剣に考えているだろうか。そんな自戒の念を繰り返しながら、持続可能な肉用牛生産とは何か、その問いと向き合いながら今日も牛に触れ、日々を過ごしている。本寄稿では肉用牛の有機畜産物について、牧草型有機畜産（オーガニックグラスフェッドビーフ）を実践する北里大学獣医学部附属フィロドサイエンスセンター八雲牧場および北海道オーガニックビーフ振興協議会のこれまでの取り組みを著者が執筆した「国内肉用牛における有機畜産の現状と課題」有機畜産を推進するため」（小笠原一〇二三）を抜粋、改変して紹介する。

二〇〇五年に有機畜産物の表示基準（有機JAS）が制定されて、二〇年の年月が経過した。野菜などの農産物では多くの

農場が有機JAS認証を取得し、有機JASマークを付けた農産物が販売されているのを目にする機会も多い。一方、牛肉などの畜産物で有機JAS認証を取得した生産行程管理者は極端に少ない。二〇〇八年に津別有機酪農研究会が有機JAS認証牛乳を販売、二〇〇九年には北里大学獣医学部附属フィロドサイエンスセンター八雲牧場（八雲牧場）が肉用牛で国内初の有機JAS認証を取得し、鶏卵、鶏肉と現在まで有機JAS認証の畜産物は限られた地域と生産者で生産しているのみで、一般消費者が購入できる機会は少ない。したがって、世間的な認知度も低く、有機畜産を実践する酪畜農家の経済的な価値も向上しにくい。さらに有機畜産物の表示基準が制定された当初から数年間は生産者自らが屠場や加工場の開拓、販売活動を行う必要があり、有機畜産を実践する生産者にあまり「うまみ」がなく、このことが有機畜産拡大の大きな障害となっていたことは明白であろう。

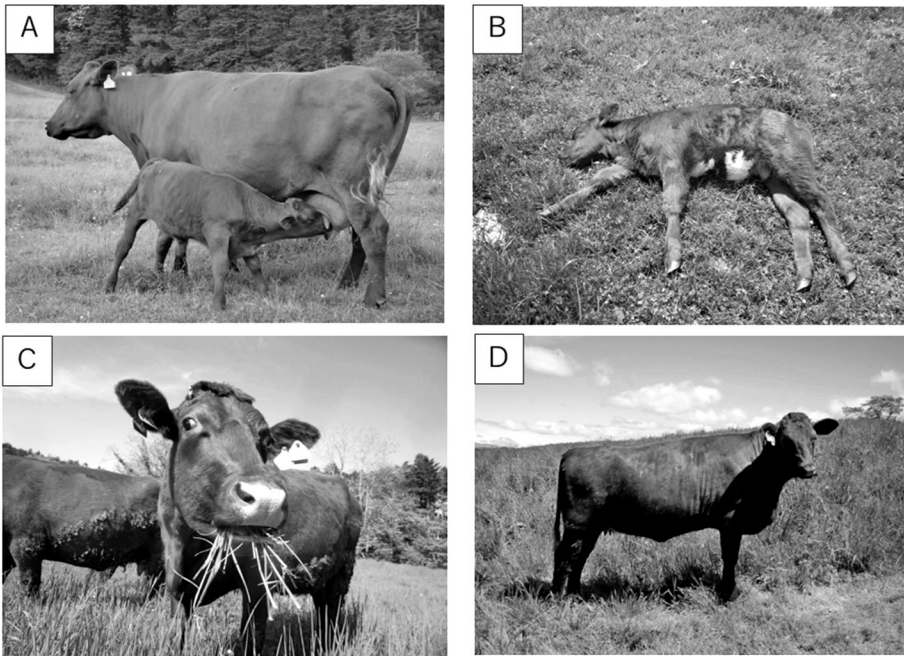
二〇二一年五月、農林水産省はSDGsの達成および農業分野における地球温暖化防止の政策として「みどりの食料システム戦略」を策定し、二〇五〇年までに有機農業の取り組み面積を耕作面積の二五％（一〇〇万ha）に拡大することを目的に設定している（農林水産省 二〇二二）。有機畜産を実践する生産者たちの間では「時代が変わる」と喜び合ったのがすでに懐かしくも感じる。国の政策で有機農業を推進する一方、有機畜産（肉用牛）においては有機JAS認証取得牧場が北海道内の八戸のみとなっており（二〇二五年九月現在）、拡大に向けた明確な施策は見当たらない。今後、有機畜産の普及拡大に関しては具体的かつ即効性のある方策が必須である。

牧草型有機畜産を実践する北里大学獣医学部

附属フィールドサイエンスセンター八雲牧場

〔函館から北に約六〇kmの八雲町に位置する北里大学獣医学部附属フィールドサイエンスセンター八雲牧場（八雲牧場）は一九七六年に開設され、当初は三七〇ha（採草地…一〇〇ha、放牧地一二〇ha、林野地一五〇ha）の広大な面積を利用した肉牛の放牧飼養による牛肉生産を目指した。しかしながら、時代の流れから安価な輸入穀物飼料を利用した脂肪交雑重視の牛肉生産に移行した。その中で飼養頭数の増加に伴い、家畜ふん尿の処理問題が発生したことから、大学附属牧場として「現行の穀物多給の畜産方式から脱却を図り、未利用資源を最大限に活用した畜産方式を確立し、その最先端を目指すべき」との理念を掲げ、一九九四年から放牧と自給飼料一〇〇％で肉用牛の生産方式が二九年目となる。八雲町は道南有数の酪農地帯で、約

五、〇〇〇haもの草地基盤を有しており、このような環境の中で八雲牧場では、夏は放牧、冬は舎飼いの夏山冬里方式を採用し、自給飼料一〇〇％による牛肉生産方式を「北里八雲」で商



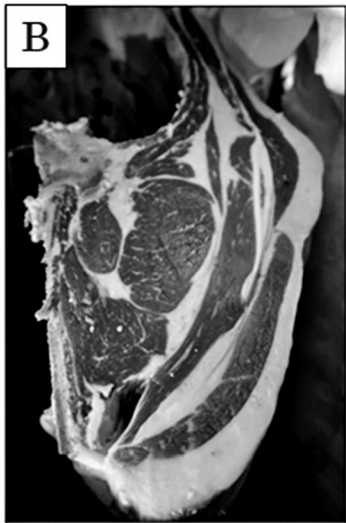
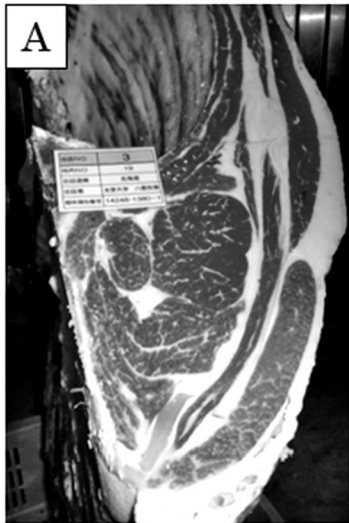
A：6ヶ月間の自然哺乳 B：放牧地で警戒心もなく寝る子牛
C：草を食む北里八雲牛 D：草資源のみで肥える北里八雲牛

図1 牧草型有機畜産実践牧場で飼養される北里八雲牛

表1 北里八雲牛の枝肉成績（2024）

	全体（雌雄）	雄（去勢）	雌（未経産および一産取）
頭数	92	60	32
出荷時月齢	33.2±3.5	32.1±2.7	35.5±3.9
出荷時体重(kg)	694.1±70.6	722.6±63.5	640.0±49.7
枝肉重量(kg)	398.6±45.3	417.3±40.0	363.7±32.2
ロース面積(cm ²)	44.0±6.2	46.3±5.4	39.4±4.6
バラ厚(cm)	5.7±0.8	5.9±0.8	5.3±0.8
皮下脂肪厚(cm)	2.1±0.8	2.0±0.8	2.4±0.7
BMS	2.0±0.2	1.9±0.3	2.0±0.0
BCS	4.8±0.6	4.8±0.6	4.9±0.6
BFS	5.5±0.9	5.5±0.9	3.6±0.9

平均値±標準偏差



A：雄（去勢） B：雌（未経産）
図2 北里八雲牛の枝肉写真

「B2」が八〇%以上を占め、通常の枝肉取引市場では低価格の枝肉となってしまう。そのため、北里八雲牛の販売は一般枝肉市場を介さず枝肉単価を二、〇〇〇円/kgと固定し、購入者への直接販売を行っている。八雲牧場ではこれまで草資源のみの飼養管理で二六ヶ月齢、生体重八八

二〇二四年度の北里八雲牛の全体（雌雄）の枝肉成績では出荷月齢、出荷時体重、枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪は歩留基準値の算出に必要）、BMS（Beef Marbling Standard：脂肪交雑の多さを評価する基準でNo.1～12段階で評価され、高値ほど脂肪交雑が多く高値で取引される）、BCS（Beef Color Standard：牛肉の色は評価する基準でNo.1～7段階で評価され、低値ほど脂肪色が白く高値で取引される）ではそれぞれ、三三・二±三・五ヶ月齢、六九四±七〇kg、三九九±四五kg、四四±六cm、五・七±〇・八cm、二・一±〇・八cm、二・〇±〇・二、四・八±〇・六、五・五±〇・九である（表1および図2）。

北里八雲牛の枝肉格付けは「B2」が八〇%以上を占め、通常の枝肉取引市場では低価格の枝肉となってしまう。そのため、北里八雲牛の販売は一般枝肉市場を介さず枝肉単価を二、〇〇〇円/kgと固定し、購入者への直接販売を行っている。八雲牧場ではこれまで草資源のみの飼養管理で二六ヶ月齢、生体重八八

標登録、この方式で生産されたウシを「北里八雲牛」と名付け（図1）、ブランド化を図っている（小笠原二〇一四）。肉用牛生産者の収益は公益財団法人日本食肉格付協会が発行する牛枝肉取引規格によって左右され、歩留等級および肉質等級により高級霜降り牛肉である「A5」ランクの牛肉が誕生し（日本食肉格付協会二〇一四）、生産者は「A5」ランクの

牛肉生産を目指す。二〇二四年度の北里八雲方式で生産された二〇二四年度の北里八雲牛の全体（雌雄）の枝肉成績では出荷月齢、出荷時体重、枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪は歩留基準値の算出に必要）、BMS（Beef Marbling Standard：脂肪交雑の多さを評価する基準でNo.1～12段階で評価され、高値ほど脂肪交雑が多く高値で取引される）、BCS（Beef Color Standard：牛肉の色は評価する基準でNo.1～7段階で評価され、低値ほど脂肪色が白く高値で取引される）ではそれぞれ、三三・二±三・五ヶ月齢、六九四±七〇kg、三九九±四五kg、四四±六cm、五・七±〇・八cm、二・一±〇・八cm、二・〇±〇・二、四・八±〇・六、五・五±〇・九である（表1および図2）。

〇kg（絶食時体重）、枝肉重量は初めの五〇〇kg越え、五二七kgのウシの生産も可能であることを実証しており（牧草型有機畜産実践牧場の収入がおおよそ予測可能：枝肉重量×単価×頭数Ⅱ収入）、生産される牛肉は脂肪の少ない（ロース中脂肪含量：夏期出荷五％、冬期出荷一〇％）赤身牛肉である（小笠原二〇一七）。

北海道オーガニックビーフ振興協議会

設立の目的と背景

現行の肉用牛（輸入穀物を活用した霜降り牛肉）の生産方式の対極に位置する国内の有機畜産物（国内自給飼料を活用した赤身牛肉）はほとんど存在せず、その要因の多くは一般の酪畜産農家が有機JAS取得に関わる手続きのノウハウを知る機会が少ないことや有機飼料の確保の難しさにある。道内には少数であるが、古くから放牧や自給飼料、エコフィードなど未利用資源を活用して肉用牛生産に取り組む生産者が存在した。北海道オーガニックビーフ振興協議会（Hokkaido Organic Beef promote Association：HOB A）は国内の飼料および牛肉自給率の向上はもとより、北海道から有機畜産物を全国、将来的には世界に発信することを目的として、二〇一七年四月二〇日に設立された（会長は設立時から現在まで著者が務めている）。HOB Aには発起人組織として北里大学獣医学部附属フィールドサイエンスセンター八雲牧場（二海郡八雲町：グラスフェッド）、農事組合法人駒谷牧場（様似郡様似町：グラスフェッド）、短角王国たかはし牧場（幌泉郡えりも町：グレインフェッド）、北十勝ファーム有限会社（足寄郡足寄町：グレインフェッド）、榛澤牧場（釧路市：グレインフェッド）が参画した。二〇一七年に駒谷牧場、榛澤牧場が、二〇二〇年に高橋牧場が、二〇二一年

に北十勝ファームがそれぞれ有機JAS認証（有機畜産物の生産行程管理者）を取得している。また、有機畜産物の加工に必要な小分け業者の認証を従来から北里八雲牛の出荷先であったマルハニチロ株式会社畜産第一部国産牛肉課十勝加工場（二〇一二年）が先だって取得し、東洋食肉販売株式会社十勝事業所（二〇一七年）で取得しており、マルハニチロ株式会社が部分肉加工を、東洋食肉販売株式会社がスライス加工を担当している（小笠原二〇一七）。また、関東圏の生協団体に有機牛肉を届けるために株式会社コープミート千葉が二〇二二年に有機畜産物の小分け業者の認証を取得している（農林水産省二〇二二）。現在（二〇二五年四月）までのところ、生産者二六件、学術関係五件、流通関係二〇件、加工関係五件、他二件の計五八団体が本協議会に参画しており、会設立当初（会員数二九会員）から参加団体は増加していることから生産から流通、消費に至るまで有機畜産物の需要が年々高まっていることが分かる。

HOB Aの具体的な役割は生産者への有機認証取得に向けた申請書類作成サポート、有機認証講習会の開催、有機畜産に関わる補助金申請書類作成サポート、有機畜関連情報意見交換会への参加、有機畜産物の販促イベント（オーガニックライフスタイルEXPO、FOOD EX JAPANなど）への参加である。二〇二三年度より、有機畜産物の現地検査員の講習会を開催し、HOB A参画機関から検査員を派遣する体制を構築し、会員の有機畜産に対する理解の深化と合わせ有機畜産の普及拡大に向けて取り組んでいる。

生産者にとってHOB Aに加入する最大のメリットは生産者の屠畜場における対応軽減に繋がる点である。有機畜産では屠畜場における屠畜が有機JAS規格に対応しているかを出荷の都度、生産者が直接確認する必要があり、有機JAS認証を取得する際にこのことが有機畜産拡大の障害となっていた。これ

を解決するためにHOB Aでは委託屠畜として有機JAS規格に則った屠畜が可能な北海道畜産公社十勝工場のある帯広市にHOB A事務局を設置し、HOB A事務局員が各牧場の委託職員として屠畜に立ち会い有機格付けを行うことで、HOB A参画生産者の移動に関わる労力および経費が軽減される。今後、有機JAS認証の畜産物普及拡大のためには屠畜場単独での有機畜産物の生産行程管理者の認証取得が必要であると考えられるが、取得屠畜場は存在しないのが現状である。

HOB Aは有機畜産物の生産から消費までの普及活動をさらに拡大させるため、二〇二五年一〇月に一般社団法人化され、HOAP日本オーガニック畜産会合として新しい出発を迎える。と場単体での有機JAS認証取得サポート、有機畜産物の輸出、農林水産省との有機畜産普及拡大に関する意見交換会の開催など今後のHOAPの活動に大きな期待をしている。

おわりに

我が国の畜産業界は家畜からの温暖化ガス発生による環境負荷問題、輸入肥飼料価格の高騰、畜産におけるアニマルウェルフェアなど新たな概念の台頭、これまでの畜産生産方式を根本から見つめ直す時期となっている。これらを解決できる一策として八雲牧場が実践する牧草型有機畜産による肉用牛生産方式を本稿で紹介した。ここでは紹介できず詳細な解析までは至っていないが、地球温暖化に影響するウシから発生するメタンガスについて、北里八雲牛の呼気中メタン濃度は慣行肥育の黒毛和種と大きな差異がないことも少しずつ明らかになっている。八雲牧場が実践する牧草型有機畜産では昨今の輸入肥飼料価格高騰の影響を当然ではあるが全く受けていない。

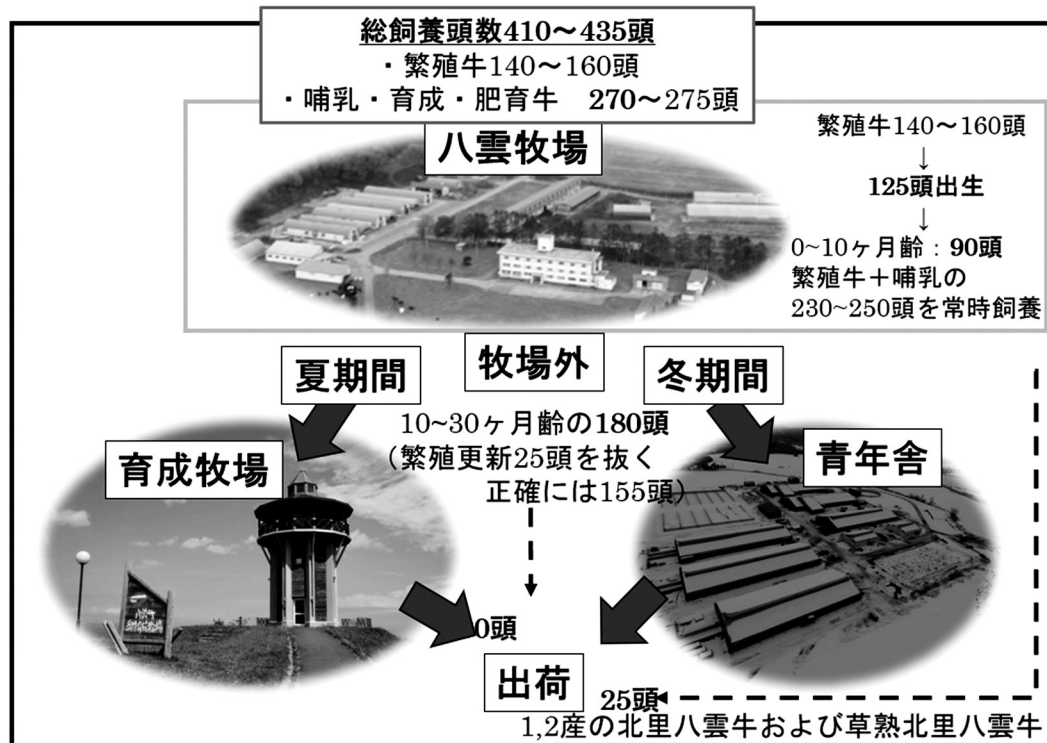


図3 北里八雲牛および草熟北里八雲牛の飼養概略図

SDGsの達成および農業分野における地球温暖化防止の政策として策定された「みどりの食料システム戦略」は二〇五〇年までに有機農業の取り組み面積を耕作面積の二五%（二〇〇万ha）に拡大することを目的として走り出している。現行の畜産生産方式に何が必要か、消費者は畜産物に対して何を求めているのか、有機畜産の実践が全て正しいとも思わず、現行の有機JAS規格も含めて畜産物の生産、流通、消費に関わる我々も今一度、真の持続可能性とは何かを考え直す必要性もあるのではないだろうか。

最後に牧草型有機畜産実践、普及における課題は1）草地の確保、2）増体の安定化であり、1）は約四〇万ha存在する耕作放棄地をできる限り活用することで一定数は生産可能、2）は毎年の気候変動による牧草生育が飼養家畜の増体に直接的に影響するが、現状その解決策はなく、持続可能な経営を達成するためには枝肉重量や肉質の評価に左右されない新たな牛肉評価基準も必要と考える。八雲牧場では二〇一八年度より有機北里八雲牛の増頭計画に取り組み、八雲町全体を活用し年間五〇頭の出荷頭数を二〇二二年度に一〇〇頭以上の出荷に増頭した（図3）。一牧場での有機牛一〇〇頭出荷は国内初であり、八雲牧場の実践的研究が我が国の畜産体系の変革、真に持続可能な畜産体制の構築に繋がることを期待する。

参考文献

- ・小笠原英毅、(二〇二三)、国内肉用牛における有機畜産の現状と課題、北農、90（3）、171-189
- ・農林水産省（二〇二二）、みどりの食料システム戦略
- ・小笠原英毅、畔柳正、寶示戸雅之（二〇二四）、北里大学における自給飼料一〇〇%による牛肉生産と加工・販売の取り組み、北里大

学発・北里八雲牛ここにあり……、日本畜産学会報、85（3）、391-393

・公益社団法人日本食肉格付協会（二〇一四）、牛枝肉取引規格の概要、1-15

・小笠原英毅（二〇二七）、北里八雲牛、草資源で生産・販売・研究する牛肉、食肉の科学、58（2）、151-157

・小笠原英毅（二〇一七）、北海道オーガニックビーフ振興協議会の設立とこれから、農家の友（九月号）、北海道農業改良普及協会の

・農林水産省（二〇二三）、有機JAS認証事業者一覧詳細
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_jigyosya_list.html



北里大学獣医学部附属
フィールドサイエンスセンター 講師
北海道オーガニックビーフ振興協議会 会長

小笠原 英毅 氏

東北大学大学院農学研究科応用生命科学専攻。農学博士。2012年北里大学獣医学部附属フィールドサイエンスセンター助教、2018年同センター講師を経て現在に至る。研究分野は畜産学（家畜飼養学・家畜生理学）、組織細胞化学。第109回日本畜産学会 優秀発表者賞受賞。2017年から北海道オーガニックビーフ振興協議会会長。主な著書：「食品の組織構造とおいしさ」（分担執筆）2025年幸書房。「日本と世界のアニマルウェルフェア畜産 上巻 人も動物も満たされて生きる ウェルフェアフードの時代」（分担執筆）株式会社養賢堂など。

Report

北海道における 農業信用保証保険制度の運営状況について

北海道農業信用基金協会

参事 小檜山 久寿

一 はじめに

農業信用保証保険制度は、昭和三六年の農業基本法の制定に併せ、国が、「農業近代化資金助成法」、「農業信用基金協会法（後の農業信用保証保険法）」等の関連法を成立し、農業生産の選択的拡大や農業経営の近代化など「農業基本法」が目指す諸施策を講じるために必要な資金を、円滑に供給する仕組みを整備したことからスタートしました。

農業信用保証保険法では、融資機関が農業者等に対する貸付についてその債務を保証することを主たる業務とする機関として農業信用基金協会が各都道府県に設立されることとなり、北海道においては、北海道、北海道農業協同組合中央会、北海道信用農業協同組合連合会が中心となって準備を進め、昭和三十七年三月に北海道農業信用基金協会が設立されました。

設立以降、農業者等が、農業経営や生活に必要な資金を融資機関から借り入れる

際、担保や保証人の提供が難しい場合、連帯保証人になって債務を保証することで、必要な資金が円滑に融通されるよう信用を補完しているほか、保証した債務が、万一、計画通り返済できなくなった場合、協会が道や市町村、農協、農業者など会員からの出資金等で造成した基金などにより、債務者に代わって融資機関に返済（代位弁済）します。（図1）

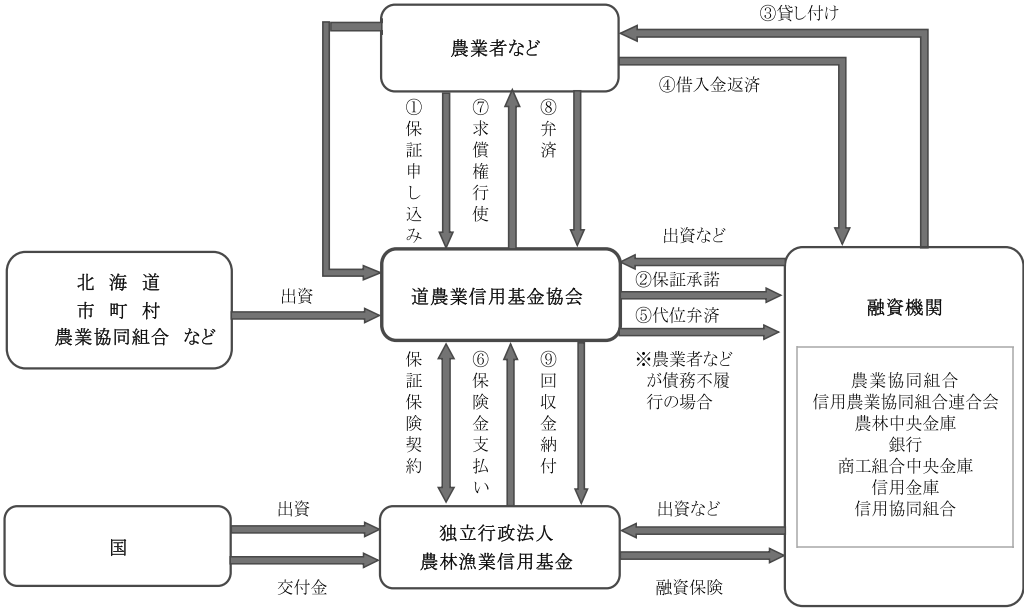
本稿では、本道の運営状況として、令和六年度事業実績と本年六月に策定した「第九次中期業務運営計画」、そして本年九月から稼働している全国統一の保証審査システムについて紹介します。

二 令和六年度協会事業の概要

（一）債務保証の状況

六年度の保証引受額は、一、〇二八億四八百万円で前年度に比べ農業資金が増加したものの生活資金の減少により全体で三九億一四百万円の減少となっています。

図 1 農業信用保証保険制度の仕組み(農業資金)



注) 準組員向けローンについては、(一社)全国農協保証センターに再保証

資金別には、農業資金は、資材高騰・高温被害に対応した緊急支援資金や農業経営基盤強化資金(Ｌ資金)等が前年度に比べ減少した一方、農業機械や建物等の施設整備の他、農地等取得資金などの資金需要の回復から、全体では二八億四三三万円増加の七四七億七千七百円となりました。生活資金は、資材や人件費高騰に伴う新規着工件数の減少による住宅ローンの減少などから、前年に比べ六七億五七百万円減少し、二八〇億七二百万円の引受額となっています。

表 1 債務保証の状況

(金額単位：百万円)										
区 分			5 年度末保証残高		6 年 度				6 年度末保証残高	
					保証		償還等			
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
近 代 化 資 金			1,563	8,357	342	3,686	293	2,372	1,612	9,671
農 業 改 良 資 金			6	13	0	0	4	11	2	2
青 年 等 就 農 資 金			2	24	0	0	0	3	2	20
旧 就 農 支 援 資 金			82	149	0	0	34	92	48	57
一 般 資 金	主 務 大 臣 指 定	農 業 関 係 資 金	38,454	241,087	5,218	71,091	6,338	75,055	37,334	237,124
		うち金融公庫資金等	6,884	63,058	247	3,043	831	7,815	6,300	58,286
		農 家 経 済 安 定 資 金	15	706	0	0	0	54	15	651
		農 家 生 活 改 善 資 金	9,356	83,590	987	9,072	1,163	7,661	9,180	85,001
		そ の 他 資 金	19,647	124,685	1,648	18,999	2,474	12,137	18,821	131,547
		計	67,472	450,068	7,853	99,162	9,975	94,907	65,350	454,323
合 計			69,125	458,611	8,195	102,848	10,306	97,385	67,014	464,073

(注) 金額は、四捨五入により合計が一致しない場合があります。以下同じ。

直近一〇年間の債務保証引受額を見ると、年度により増減はありますが、概ね一、〇〇〇億円程度で推移しており、また、償還期間の長い住宅ローンの割合が高まっていることから、債務保証の残高は年々増加傾向にあります。

(二)代位弁済と求償権の状況

何らかの事情により農業者など借入者が債務不履行となった場合、融資機関に返済金を代位弁済していますが、六年度の代位弁済額については、四億四五百万円となっています。

また、これまでの代位弁済により取得した求償権については、JA等融資機関の協力を得て回収に努めた結果、五八百万円の回収実績となりました。また、長期固定化している債権の償却を計画的に進め一〇億六八百万円の償却を行った結果、六年度末の求償権残高は四四億七四百万円となり、前年度比六億八一百万円の減少となっています。(表2)

表2 代位弁済と求償権の状況

(金額単位:百万円)

区 分		5 年 度 末 求 償 権 残 高		6 年 度						6 年 度 末 求 償 権 残 高	
		件数	金 額	代位弁済額		回収額		償却額		件数	金 額
				件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額		
近 代 化 資 金		3	19	0	0	0	0	0	0	3	19
農 業 改 良 資 金		1	2	0	0	0	0	0	0	1	2
青 年 等 就 農 資 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧 就 農 支 援 資 金		16	89	0	0	0	0	0	0	16	89
一 般 資 金	主 務 大 臣 指 定										
	農 業 関 係 資 金	423	4,835	48	392	6	47	66	1,060	399	4,120
	うち金融公庫資金等	54	521	7	77	1	8	1	19	59	572
	農 家 経 済 安 定 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 家 生 活 改 善 資 金	11	51	1	3	2	1	1	3	9	50
	そ の 他 資 金	79	159	17	51	4	10	11	5	81	194
計		513	5,045	66	445	12	58	78	1,068	489	4,364
合 計		533	5,155	66	445	12	58	78	1,068	509	4,474

表3 基金の状況

(金額単位:百万円)

区 分		5 年 度 末 残 高		6 年 度				6 年 度 末 残 高	
		会 員 数	金 額	増 加		減 少		会 員 数	金 額
				会 員 数	金 額	会 員 数	金 額		
出 資 金	道	1	4,094	0	0	0	0	1	4,094
	市 町 村	173	808	0	0	0	0	173	808
	農 協	104	10,544	0	38	0	0	104	10,582
	連 合 会	15	5,047	0	0	0	0	15	5,047
	そ の 他	80	47	2	0	7	1	75	46
小 計		373	20,540	2	38	7	1	368	20,578
交 付 金		—	1,277	—	22	—	111	—	1,188
繰 入 金		—	3,895	—	600	—	0	—	4,495
基 金 合 計		373	25,712	2	660	7	113	368	26,260

(注) 道の出資金は、信用基金に出資するため払込みを受けた特別出資金(11,710千円)を除いております。

(三)基金の造成
協会が保証引受や代位弁済を行う上で、基本となる基金の六年度末の状況ですが、

北海道や市町村、ＪＡ、連合会などから拠出されている出資金については、保証引受に伴う倍率出資や代位弁済に伴う特別出資等により前年より増加し、二〇五億七八百万円となっています。

交付金については、補助事業交付金の返還があったことから前年より八九百万円減少し一一億八八百万円、繰入金については、準備金からの繰入により六億円増加し四四億九五百万円となっています。

その結果、六年度末基金残高は二六二億六〇百万円となり、前年度比で五億四八百万円の増加となりました。（表３）

今後とも、保証機能を安定して発揮できるよう基金の造成と効率的な運用に努めてまいります。

三 第九次中期業務運営計画を策定

本協会では、債務保証機能の強化と財務基盤の確立を図るため、昭和六〇年に第一次中期業務運営計画を策定して以降、五年

ごとに計画の見直しを行ってきましたが、本年六月に令和七年度から一一年度までの五カ年を期間とする第九次中期業務運営計画を策定しました。

この第九次中期業務運営計画は、「基本方針」と「重点実施事項及び具体的対応策」、「基本計画表」で構成されており、その計画内容は次のとおりとなります。

（一）基本方針

基本方針では、農業の担い手を信用補完の側面から支援し、多様な保証サービスを提供する取組を通じて、公的農業信用保証機関としての役割を果たし、会員の信頼と負託に応えていくため計画を策定すると、また、計画の実効を期するため、

- ① 農業者等への融資の円滑化を側面から支援するため、農業資金に対する保証引受について、適切・柔軟な対応
- ② 農業者等への多様な保証サービスを提供するため、保証内容の充実に向けた見直しと、迅速な対応が可能になるよう保

証内容の周知の強化

③ 地域利用者に対するローンについて他の保証機関に劣後しない保証機能の強化

④ 代位弁済の迅速円滑な実施と長期固定化求償権の計画的な償却

⑤ 財務基盤の充実と人材の育成、システムの有効活用等の経営基盤の強化

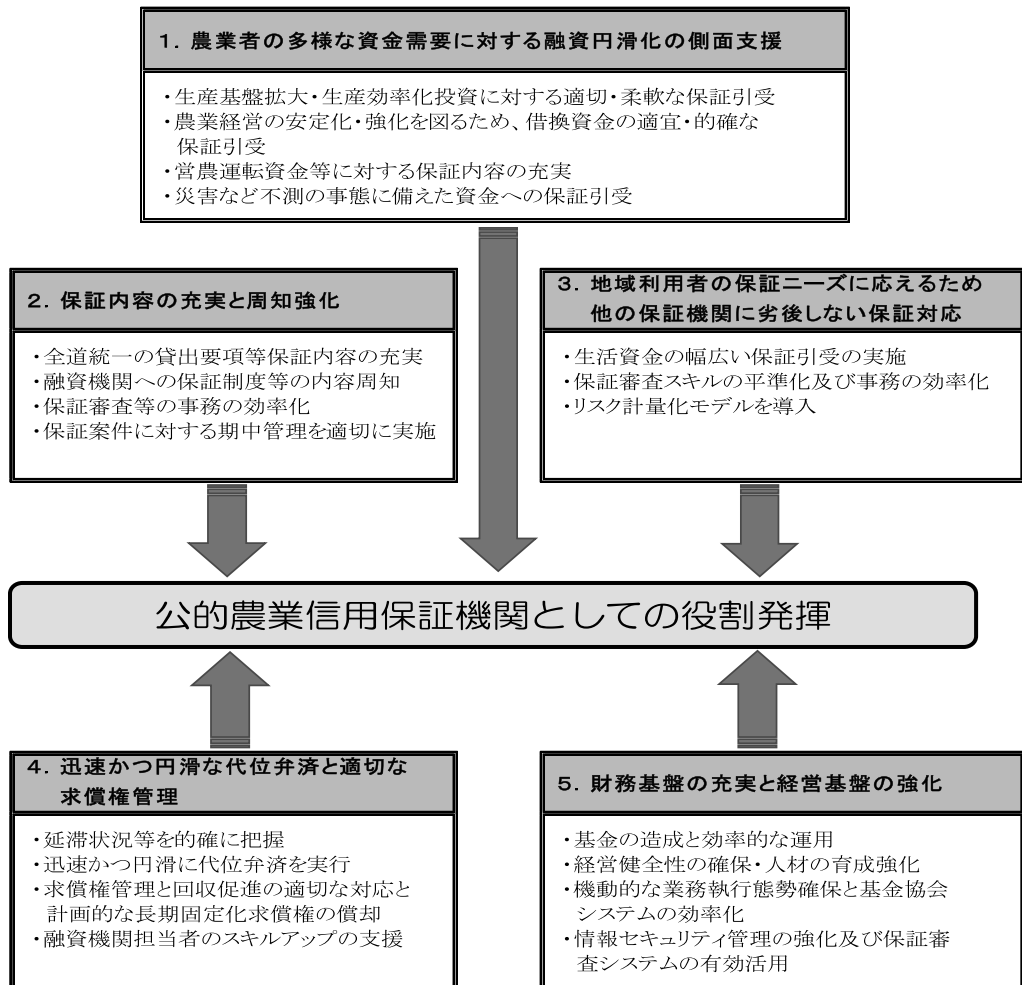
の重点方針に基づき、融資機関をはじめ各関係機関と連携協力の下、的確な業務運営にあたることを定めています。

（二）重点実施事項及び具体的対応策

ここでは基本方針の重点方針に対応し、五年間で実施する五項目の重点実施事項と具体的な対応策について定めています。図２に示してあるとおり、

- ① 「農業者の多様な資金需要に対する融資円滑化の側面支援」では、適切・柔軟な保証引受対応、営農再生産に必要な運転資金の内容充実、災害など不測の事態への対応に努める

図2 重点実施事項及び具体的対応策(第9次中期計画)



- ②「保証内容の充実と周知強化」では、融資機関と連携した貸出要項等の見直しによる保証内容の充実、融資機関への保証制度の周知対策の充実、保証引受業務の効率化・システムの整備に努める
- ③「地域利用者の保証ニーズに応えるため他の保証機関に劣後しない保証対応」では、生活資金への幅広い保証引受、保証審査システムの導入に努める
- ④「迅速かつ円滑な代位弁済と適切な求償権管理」では、融資機関との連携を図りながら必要な代位弁済を迅速円滑に行うとともに、回収不能な長期固定化した求償権については償却を計画的に取り組む
- ⑤「財産基盤の充実と経営基盤の強化」では、保証機能を高度に発揮していくために、財産基盤の充実と人材・システム等、経営基盤の強化に取り組む
- の五つを重点実施事項と具体的な対応策として定めています。

(三)基本計画表

基本計画表では、計画期間中の年度毎に、
①保証の増減及び保証残高、②代位弁済と
求償権、③基金の造成の計画数値を定めて
います。

保証引受については、農業融資、ローン
がともに減少傾向で進むことを想定して
います。最終年の令和一一年度では、六年
実績より一三九億円減少の八九〇億円を
見込んでいます。一方、保証残高は、六年
度より二七三億円増加の四、九一四億円に、
求償権残高については、計画的な償却を進
めることにより六年度より八億円減の三
六億円に、基金については、最終年度に準
備金から三億円繰入れることとし、六年度
より二億円増加の二六五億円とすること
を計画しています。

今後五年間、本中期計画に基づき事業内
容を見直しながら、多様な保証サービスを
提供できるよう取り組んでまいります。

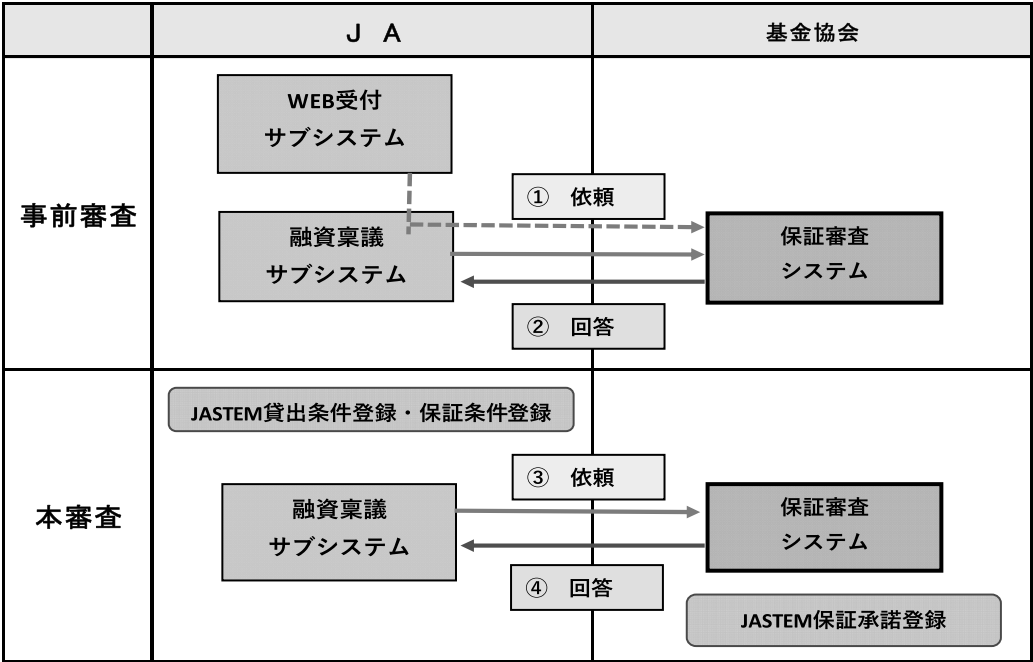
三 全国保証審査

システムの導入

本年度、本会業務運営
上での大きな変更点と
して、全国統一の保証審
査システムの導入があ
ります。

本システムは、J A バ
ンクが導入を進めてい
る貸出システム(J A S
T E M)との連携と他保
証機関との競争力の強
化を図るため、令和二年
度に全国統一の保証審
査システムを構築する
ことを全都道府県の基
金協会で決定して以降、
システム開発を進め、令
和五年五月に岩手県農
業信用基金協会に初め
てシステムが導入され

図3 貸出システムと保証審査システムの連携イメージ(ローン資金)



ました。その後順次、各都道府県協会に導入されており、北海道においては、本年九月一六日からローン資金を中心に運用を開始しています。

今回導入された保証審査システムは、農協に導入された貸出システムとデータ連携がされており、受領したデータにより、ローンについては、自動審査が可能となっていることから、基金協会の審査時間短縮につながるのと同時に、迅速な審査結果回答が可能となります。

なお、今回の保証審査システムの導入によりこれまでの申込とは次の点で変更となります。

- ① システム導入前の、基金協会情報提供システムを利用した保証依頼関係書類の授受から、導入後は貸出システムと保証審査システムとのデータ連携を利用
- ② 保証申込は、JA貸出システムに登録した申込内容を協会の保証審査システムへデータ連携する方法に
- ③ 保証申込の回答は、貸出システムで確認

することになります。

導入にあたっては、貸出システムとの連携が重要となることからJAバンクと協調しながら取り組むこととしています。

四 おわりに

令和六年に食料の安全保障などを柱とする「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、国においては、基本法がめざす姿の実現に向け、食料・農業・農村基本計画の策定と併せ、向こう五年間を農業構造転換集中対策期間とし、農業基盤整備をはじめ、共同利用施設の再編集、スマート農業技術の導入など生産基盤を強化するための施策が積極的に実施されることとなりました。

こうした中、我が国の食料供給地域としての北海道に対する期待がますます高まっており、その期待に応えられるよう農業経営の安定・発展などに向けた様々な取組を進めていくことが重要であり、その際に

求められる多様な資金需要に適切に対応していくことが必要と考えます。

本会としても、各種資金の円滑な借入れを支援する農業信用保証保険制度の安定的な運用を通じて、農業者等の経営や生活の安定・発展に貢献してまいりますので、皆様方のご理解とご支援、また、制度の有効活用をお願いします。

【問い合わせ窓口】

農業資金保証引受に関するお問い合わせ	．．．	業務部（農業グループ） TEL：011-232-6085
ローン資金保証引受に関するお問い合わせ	．．．	業務部（ローングループ） TEL：011-232-6087
保証引受後の管理に関するお問い合わせ	．．．	管理部 TEL：011-232-6086

特別講演会

日時.. 令和7年6月19日
場所.. 札幌市北農ビル

「近年の米流通の変化と今後の方向性」

酪農学園大学 農食環境学群 循環農学類 農畜産物市場論研究室

教授

小池（相原）晴伴

一 はじめに

酪農学園大学の小池と申します。近年の米流通の変化と今後の方向性について報告させていただきます。

まず初めに現在は、「令和の米騒動」といわれる大変大きな混乱の中にあります。それと同時に、米市場の大きな転換点にあると言えます。米の流通ですとか、米の市場ですとか、米の政策のあり方の再検討が必要となっている状況です。今日の内容としては、近年における米の流通・価格・需給の動向を整理して、今後の米市場の方向性を検討することとさせていただきます。

二 近年の米の流通・価格・需給の変化

【小売価格の急上昇】

二〇二四年の夏ごろ、スーパーから米が消えたという事は皆さんも記憶されていると思います。それと同時に米価の上昇が始まり、「令和の米騒動」と言われる事態が現在も続いているわけです。二四年産の新米が出回って以降は、米価が急激に上昇している状況です。二五年五月二日の週で言いますと、5kgで税込四、二八五円です。前年同時期の価格が二、二〇〇円でしたので二倍以上に価格が上がっており、異常とも言える事態となっています。

小売価格の急上昇

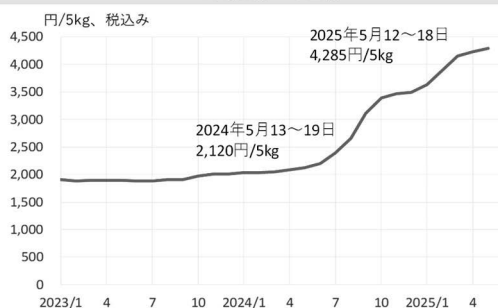


図1 米のスーパーでの販売価格の動向

資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」等。

注：2025年5月は5/12～5/18の価格である。

- ・ 2024年の夏ごろスーパーから米が消えた、米価上昇、「令和の米騒動」
- ・ 24年産の新米出回り以降は米価が急激に上昇
- ・ 25年5月12～18日の販売価格：4,285円（対前年同期+102.2%）

【米価上昇の要因は
減反強化による不足傾向】
何故これほどまでに米価が上昇したのか。その要因は、減反強化による不足傾向と言われることが多いのですが、私もそのように考えておりますので、減反強化の状況について検証しておきたいと思います。
二〇一八年に、いわゆる減反廃止、政府による目標配分の廃止が行われたわけですが、減反廃止の後、二〇一八年、一九年、



講師：小池（相原）晴伴 氏

米価上昇の要因は減反強化による不足傾向

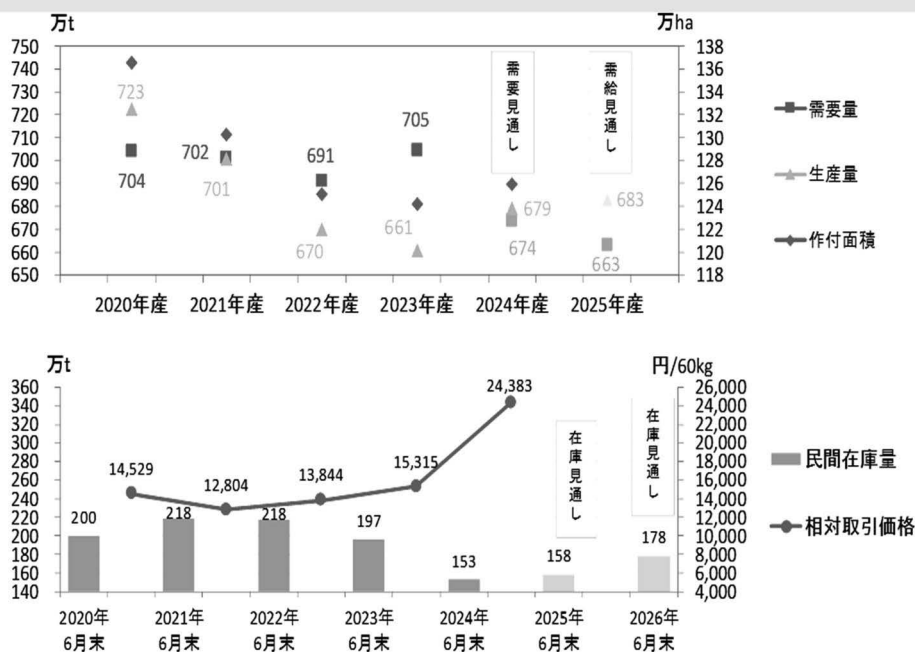


図2 全国における主食用米の需給・価格の動向

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」、
同「米の相対取引価格・数量」、同「作物統計」。

注：当該年度の出回りから翌年10月までの平均価格。2024年度は25年2月までの平均価格。

- ・ 2023年産：米価↑、当年6月末在庫量↓、生産量↓（減反強化）、需要量↑
- ・ 2024年産：米価↑↑（要因？）、生産量↑、在庫量↓
- ・ 全体需給だけでは米価急上昇の説明がつかない。流通の問題も大きい。

二〇年と主食用米の作付けの抑制が進みませんでした。そうした中、二〇二〇年にコロナが発生し、二〇二〇年産の需要量が減少して生産量が需要量を上回る事態になったわけです。そして二〇二二年の六月末の民間在庫が二八万トンとなりました、民間在庫は、適正な在庫の上限が二〇〇万トンとされていますので、適正在庫を上回ったという事になります。そういった事態に対して政府は、減反廃止が行われていたのですが、様々な働きかけを行って全国的に作付面積を減少させていきました。適正生産量というのを政府が決定するのですが、それを抑制するという形で作付面積を抑制し、生産量が減少しました。また民間在庫についても二八万トンだったのですが、それが生産量の減少によって減っていき、二〇二四年の六月末では一五三万トンと、前年よりもかなり下回る事態となりました。

そこで改めて米価の状況について確認しておきたいと思います。全農本部やホクレンが卸売業者に販売する時の価格で

ある相対取引価格を見ると、米不足が起きたのが二〇二四年ですので、その時流通していた米が二〇二三年産になるのですが、その価格は六〇kg当たり一五、〇〇〇円台というように、前年よりも一、五〇〇円程度上昇したわけです。この要因は、減反強化の中で生産量が減少したこと、民間在庫量が減少したことによります。六月末の民間在庫というのは七月以降に供給されることになりますので、これを供給量として見るのですが、生産量と併せてみても総供給量は減っているわけです。他方、統計的に正しいかどうか疑問点もあるのですが、需要量が増加しました。これはインバウンド需要とか、これまでコロナ禍で抑えられていた需要が回復したと言われているのですが、とにかく需要は増加したわけです。供給が減少し、需要が増加したことで二三年産の価格が高くなっています。次に現在流通している二四年産の価格は二四、〇〇〇円台ということで、前年産と比較して九、〇〇〇円上昇しました。二四年産については、生産量は増加したのです

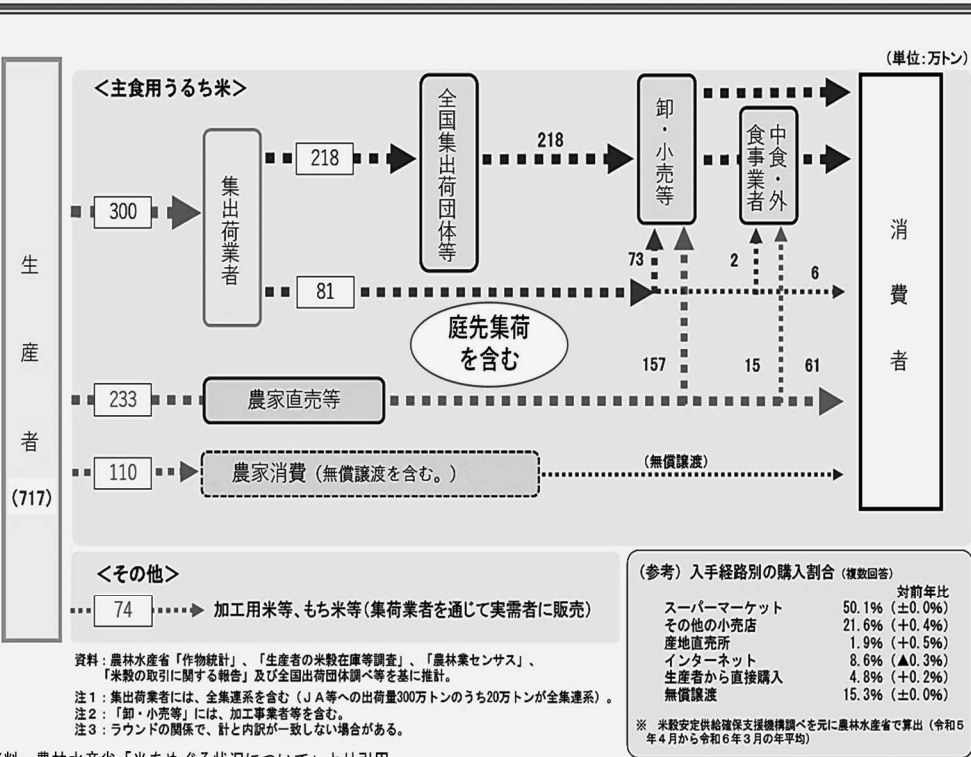
が、先ほども確認したように在庫量が大きく減少したことで、全体として供給量が減少し、価格が高くなったということです。しかし、全体の需給だけで二四年産はそれほど大きな不足ということではないので、ここまで価格が上昇したのは、全体の需給動向だけでは説明がつかないと思います。

【卸売業者による仕入れルートの状況】

米の流通の問題が、現在の米の価格の上昇に大きな影響を与えているということで、次に流通を見ていきます。農水省の資料をもとに、米の流通ルート別の数量を、卸売業者の仕入に着目して見ていきたいと思えます。卸売業者の仕入れは大きく三つに分かれています。一つ目は全農本部やホクレンから仕入れる分です。これは大口の契約として、事前に契約をしておく部分です。二つ目に、農協から仕入れる部分があります。地域農研の調査で米の卸売業者を調査させていただいたのですが、北海道では卸売業者が農協から直接仕入れる部分は、毎年決まった農協から仕入れる

卸売業者による仕入れルートの状況

米の流通経路別流通量の状況（令和5年産米）



資料：農林水産省「米をめぐる状況について」より引用
注：「庭先集荷を含む」は報告者が追加

- 卸による全農県本部・経済連から仕入は大口の事前契約が中心
- 農協等の集荷業者からの仕入は比較的小規模
- 生産者・庭先集荷業者からの仕入への依存を強めてきた

ような固定的な関係があるようです。三つ目は卸売業者が生産者から仕入れる、又は大規模な法人から仕入れる、あるいは簡易業者が農家の庭先から仕入れたものを卸売業者が仕入れるというルートです。

【卸売業者は生産者からの

仕入に依存を強めてきた】

小売業者による米の仕入れ数量を見えます。全農・経済連からの仕入れや、農協からの仕入れについて、長期的に見ると途中コロナの影響があるものの、全農・経済連からの仕入れが減少し、農協からの仕入れも減少していますが、生産者からの仕入れが増加していることが見て取れます。その時の価格について、地域農研の調査からですが、米不足・米騒動が起きる前の価格ですが、一番高いのが全農・経済連から仕入れた価格で、次に農協から仕入れた価格、そして一番安いのが生産者から仕入れた価格でした。米不足が起きた時に流通していた二三年産については、全農からの仕入れが減少して、生産者からの仕入れ

で集荷競争が起きたわけです。先ほど申し上げたように、全農・ホクレンからの仕入れは事前契約のため、後で多く仕入れようとしてもなかなか仕入れることが難しいのです。そこで農協を通さない商系や生産者からの直接仕入れ、庭先集荷業者から仕入れるなどの流通ルートに頼ったのですが、系統農協を通さない流通ルートや生産

卸売業者は生産者からの仕入れに依存を強めてきた

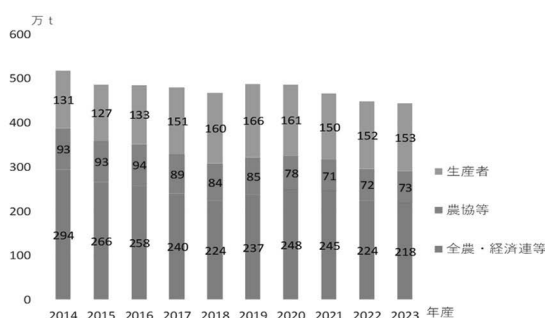


図4 卸・小売業者による米の仕入

資料：農林水産省「米をめぐる関係資料」

- ・全農・経済連等、農協等から減少傾向、生産者から増加傾向
- ・従来の仕入価格：全農等＞農協等＞生産者、生産者から低価格で仕入れ
- ・2023年度：全農等からの仕入減、生産者からの仕入での集荷競争の激化

農協を通す流通ルートの価格の動向

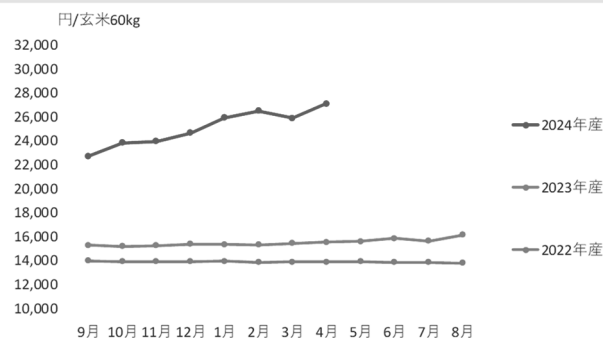


図5 米の相対取引価格の推移 (全銘柄平均価格)

資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」。

- ・2023年度：期間中の上昇は大きくはなかった。安定価格での供給
- ・2024年度：当初から前年度よりも大幅な価格上昇、期間内でも大幅に上昇

者からの仕入れで集荷競争が起きて価格が高くなってしまいました。

【農協を通す流通ルートの価格の動向】

具体的な価格の動向について、詳しく見ていきたいと思います。米の相対取引価格、これはホクレン等から卸に対する販売価格ですが、米不足が起きた一三年産の相対

価格は、期間内では大きな上昇はなく安定していましたが、二四年産は相対価格が突然高くなって、それから上昇を続けています。このように相対価格は、一三年から一四年にかけて突然高くなったように見えるのですが、実はこの裏では、農協を通さない流通、スポット取引の価格動向があるため、この動向を確認してみたいと思います。

【スポット取引における価格が急上昇】

スポット取引は、いろいろな取引があるのですが、生産者から農協以外の集荷業者が仕入れて卸が買つとか、あるいは卸売業者間で売買する取引などがあるのですが、おおまかに言って、系統農協を通さない米の価格を代表しているのを見て良いと思います。一三年産の米不足が起きた時の価格ですが、不足傾向の中でスポット価格が期間内に急上昇しているのが見て取れます。全農県本部等から調達できない業者が、スポット取引から仕入れて取扱数量を確保しようとするなど仕入競争が起きた結果、

スポット取引における価格が急上昇

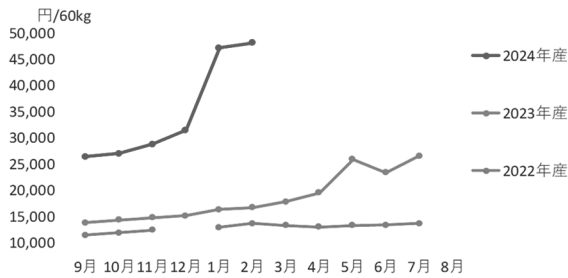


図6 米のスポット価格の状況

資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート 資料編」。

注：関東コシヒカリの価格である。

- ・ 2023年産：不足傾向の中でスポット価格が期間内に急上昇
- ・ 全農県本部・経済連から調達できない業者が高価格で仕入れ
- ・ 23年産のスポット価格の上昇→24年産の相対取引価格の上昇

価格が高くなっていききました。このスポット価格を見ると、二三年産の価格の上昇が二四年産の価格に接続・連続する形になっています。つまり二三年産のスポット価格が上昇して、二四年産のスポット価格が出来秋から高い価格であったわけです。それに合わせて相対取引価格、系統農協を通す価格も高くなったということです。このス

【不足傾向で卸が早期に数量を確保しようとした】

ポット価格が高い中で相対取引価格を安くすることは難しく、系統農協としても仕入れを確保するために概算金を高くした結果、相対取引価格が高くなっていききました。スポット価格に相対取引価格が引つ張られたため高くなっていった、そのような流通ルートでの問題が二四年産の高価格に繋がっていききました。

時期別の需給調整について見ていきたいと思います。系統農協など全国における米の集出荷業者などによる集荷販売状況を見ていきます。系統農協の販売をみると、卸売業者にとってみれば仕入の数量を見たことになります。二三年産については生産量が減少し、系統農協の集荷量も減少しています。二四年の六月末における二三年産の動向を見ますと、販売数量が増えている。つまり、販売残が減っていることがわかります。つまり、米不足が起きる前に、卸売業者は必要な数量を確保しようとする仕

不足傾向で卸が早期に数量を確保しようとした

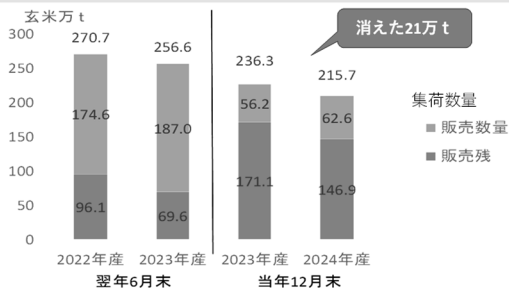


図7 全国における米の集出荷業者による集荷・販売状況

資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」。

注1：集荷業者（全農・経済連・全集連）が対象。

注2：販売数量+販売残=集荷数量。

- ・ 2023年産：集荷数量↓、翌年6月末までの販売数量↑
- ・ 2024年産：集荷数量↓（消えた21万t）、当年12月末までの販売数量↑
- ・ 不足傾向で卸が早期に数量確保、価格↑

入行動をとったわけです。二四年産についてですが、生産量は増加したものの、系統農協の集荷数量は二二万トンほど減少しました。このことをマスコミ等が「消えた二二万トン」として大々的に報道しました。二四年一二月末までの時点で、前年よりも販売が早く進んでいることがわかります。つまり卸が多く仕入れたことにより販売

残が少なくなりました。このように不足傾向の中で卸業者が、早い段階で仕入れを確保しようとしたことにより、早い時期に需要が増えたことで価格が高くなったのです。時期別の需給調整として早い段階での需要が増えたことが価格の上昇につながったということになります。

【県別の相対取引価格の動向】

次に、県別に米の主要銘柄の相対取引価格を見ていきます。

二四年産においては、銘柄別の価格序列が大きく乱れているという状況があります。二一年産は米の価格が低下した年産ですが、基本的な米の銘柄別序列になっており、新潟コシヒカリが飛び抜けて高く、あきたこまち、ななつぼし、茨城のコシヒカリの順となっています。二四年産について見ますと、最も高いのが茨城のコシヒカリとなっており、ななつぼし、あきたこまちの順となり、ここに挙げた銘柄の中では新潟コシヒカリが最も安い価格となっています。このように銘柄別の序列が大きく乱

れている状況にあります。何故このように序列が乱れるかというと、序列によらず、銘柄別の需給動向で価格が形成されたからだと考えられます。卸が仕入れ可能な米で、高くても入手できる米を買ったことを示していて、銘柄がどうこうではなく、何とか卸が仕入れようとしたことを表しているのではないかと考えられます。

県別の相対取引価格の動向

表1 米の主要銘柄の相対取引価格

	(単位：円/60kg)				
	2021年産	2022年産	2023年産	2024年産	23→24
北海道ななつぼし	12,687	14,058	15,655	26,864	11,209
北海道ゆめぴりか	15,451	15,451	16,452	28,122	11,670
宮城ひとめぼれ	12,460	13,619	15,007	23,677	8,670
秋田あきたこまち	12,756	13,853	15,317	24,921	9,604
山形はえぬき	12,074	12,963	14,779	25,565	10,786
茨城コシヒカリ	11,423	13,105	15,235	27,623	12,388
栃木コシヒカリ	11,817	13,302	15,152	25,010	9,858
新潟コシヒカリ(一般)	15,583	16,553	16,927	23,042	6,115

資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」。
注：2023年産は出回りから翌年10月までの平均価格。2024年産は25年4月までの平均価格。

- ・2024年産において、銘柄別の価格序列が大きく乱れた。
- ・2021年産：新潟コシ>秋田こまち・北海道ななつ>茨城コシ
- ・2024年産：茨城コシ>北海道ななつ>秋田こまち>新潟コシ
- ・序列によらず銘柄別の需給動向で価格が形成されたと考えられる。
- ・卸は、仕入が可能な産地の米を、高い価格でも仕入れようとした。

県別の集荷数量の動向

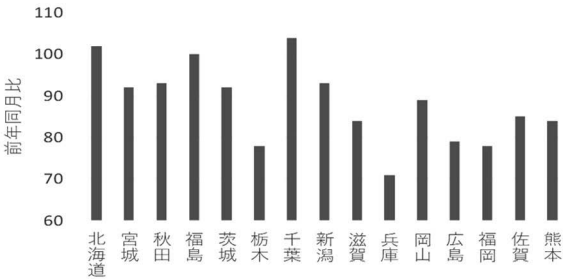


図8 県別にみた米の集出荷業者による集荷状況
(2024年産、25年2月末の前年同月比)

資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」。

- ・東日本ではほぼ90%以上を維持、西日本では集荷数量が大きく減少
- ・西日本：生産量の減少、身内・知人に送った縁故米の増加のためか
- ・西日本の方が小売段階での米不足は深刻、小売価格も高い。

【県別の集荷数量の動向】
次に、県別の系統農協による集荷の状況について、二四年産と二三年産の集荷状況を比較した比率を見ていきます。東日本ではほぼ90%以上を維持していますが、西日本では集荷数量が大きく減少しているのが見て取れます。西日本では二四年産の生産量も減ったのですが、おそらく身内や

知人に送った縁故米が西日本では多くて、それで農協に米が集まらなかったのではないかと考えられます。現在、西日本の方が小売り段階での米不足は深刻で、米の価格も高いのですが、西日本の米の生産が衰退する中で、米生産の地域分担における東西の問題についても今後検討する必要があります。

【近年の米の流通・価格需給の変化小括】

ここで、これまでの部分をいったんまとめさせていただきます。

まず全体需給の調整についてですが、米不足が起きた一三年産は供給量が減少したわけですが、その要因は二年以降の減反強化が大きな要因だったと言えます。現在は不足傾向ですが、大幅な不足というほどの状況ではないわけです。一四年産の米の価格の上昇は、全体需給で供給が著しく減って価格が高くなったという状況でもないわけです。

なぜ米の価格がこれほど高くなったかと言つと、流通の問題が指摘できます。流

1. 近年の米の流通・価格・需給の変化：小括

○全体需給の調整

- ・ 2023年産の供給量減少は、21年以降の減反強化が大きな要因
- ・ 現在は不足傾向だが、大幅な不足というほどの状況ではない。
- ・ 2024年産米価の急上昇の要因は、全体需給だけではない。

○流通ルート別の需給調整

- ・ 騒動前、生産者からの仕入に依存した流通システムが形成
- ・ 農協を通さないルートでの激しい集荷・仕入競争→米価上昇

○時期別の需給調整

- ・ 流通業者が仕入を急ぎ、数量の確保を図る→米価上昇

○需給調整システムの再構築の必要性

- ・ 検討すべきこと：生産調整、流通ルート、政府の役割
- ・ 東日本と西日本での米生産の地域分担の問題

通ルート別の需給調整ですが、米不足・騒動が起きる前に、生産者からの仕入に依存した流通システムが形成されていました。卸は基本的には全農本部や経済連から仕入れるのですが、安く仕入れるときには生産者から仕入れており、それで全体と

して小売価格が安くなる流通システムが形成されていたわけですが、米不足になってその流通の仕組みが米価の上昇を招いたと思います。つまり、農協を通さない流通において卸売業者が何とか米を調達しようとして買いに入り、商系の集荷業者が生産者から集荷の時に高い価格を提示して仕入れたというように集荷とか仕入の



競争が激しくなったということが、米価の上昇に繋がっていったと言えると思います。

時期別の需給調整で、流通業者が手元モノがないと商売になりませんので、流通業者が仕入れを急いで少し在庫を多めに持って、それは悪い事ではなく正当な商行為だと思いますが、米価の上昇に繋がっていったと思われます。

これから需給調整システムの再構築が必要となるわけですが、検討すべきことは生産調整をどうするか、流通ルートをどうするか、そして政府の役割をどうするかということがあります。その際に東日本と西日本での地域分担の問題があるということを指摘させていただきたいと思います。

三 米の購入・消費の動向

【最近、高価格による】

買い控えが起きている】

それでは次に、米の購入と消費の動向について述べさせていただきます。

最近、高価格による買い控えが起きている

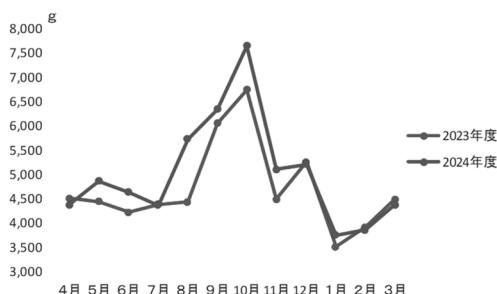


図9 米の1世帯当たり1か月の購入数量

資料：総務省「家計調査」家計収支編、二人以上の世帯。

- ・ 2024年度：前年同月を上回ることが多かった。
- ・ 増加要因：価格上昇前は相対的な低価格、上昇後は家庭内在庫の確保
- ・ 2・3月は前年同月を下回る。高価格による買い控え、めん類の購入増加

米の一世帯当たりの一か月の購入数量を、一三年度と二四年度について見てみます。二四年度は前年同月を上回ることが多かったわけです。なぜ二四年度に購入数量が多かったかについては、米価が上昇する前は、米の価格が小麦粉の製品と比べて相対的に安かったからです。その後価格が上昇し、米騒動が起きた後でも米の購入数量

は前年度を上回っていたわけですが、これは家庭内の在庫を確保するためでした。米不足で米が手に入らないかもしれないということで、家庭で多めに購入した結果、前年よりも購入量が増加したのです。しかし、二月、三月は前年同月を下回る事態になっています。統計を見ると、米は高くて消費者は買ってくれどと安心していただけですが、高価格による買い控えが発生しました。実際に統計を見ると、めん類の購入量が増加していて、スーパーに行くときスパゲッティの売り場が拡大していたりして、米の買い控えが生じてしまうという状況でした。

【精米の消費量も】

ついに前年同月を下回った】

次に、一人一か月当たりの精米消費量を見ていきます。二四年度は、どの月も前年同月を上回っていたのですが、三月にはついに米の消費量が前年を下回ってしまいう状況になりました。米騒動で価格が上昇した後も、米の消費量は増加していたのは、

各家庭で購入量を増やして家に在庫があったためだと思われます。

【小売業者を通さない流通が増えた】

次に、卸売業者の販売数量、小売業者向けと中食・外食事業者向けの販売数量を見ていきます。小売向けを見ますと、九月以

降、卸から小売りへの販売が著しく減っていることが統計で確認できます。なぜ減っているかと言つと、消費者が小売業者からの購入量を減らしたからだと考えられます。つまり、消費者が小売からの購入を減らし、小売は卸からの仕入を減らしたため、卸の販売が減ったことを表し

【米の購入・消費の動向・小括】
米の購入と消費の動向についてまとめをしておきたいと思います。
二月から三月を境に、米の購入・消費の局面が、少し悪い方に変化していきました。それより前も米の価格は上昇していたのですが、消費者は高い価格でも買ってくれ

精米の消費量もついに前年同月を下回った

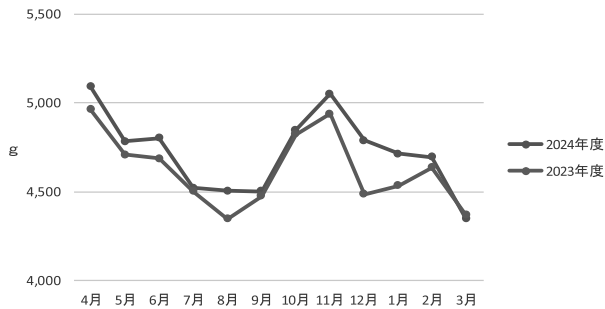


図10 1人1か月当たり精米消費量

資料：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

- ・ 2024年度：どの月も前年同月を上回っていた。3月はついに下回った。
- ・ 価格上昇後の消費増：購入数量の増加、家庭在庫の増加によるもの
- ・ 3月：高価格での買い控え→消費量の減少

小売業者を通さない流通が増えた



図11 米穀販売事業者における販売数量の対前年同月比

資料：農林水産省「米に関するマンスリーレポート」。

- ・ 小売向け：9月以降は前年同月を大幅に下回る。
- ・ 消費者が小売業者からの購入数量を減らした。
- ・ 要因：産地直売所・生産者・ネットショップからの購入、無償譲渡の増加
- ・ 4月以降、備蓄米の出回りにより、小売向けが増加の見込み

ています。これが何を意味するかと考えてみますと、要因として、産地で直売所での販売が増えたり、あるいは生産者の直売が増えたとか、ネットショップでの販売が増えたり、さらに無償譲渡が増えたこと等が考えられます。

先程、消えた二二万トンとして系統農協の集荷数量が減ったことをお話ししたのですが、それは消えたのではなく、おそらく生産者が農協に出荷する数量を減らして直売をしたり、あるいは無償譲渡をしたので、系統農協に集まる量が減ったためと考えられます。なお四月以降は備蓄米が出回って入札分が卸から小売りに販売されるので増加する見込みです。

2. 米の購入・消費の動向：小括

○2～3月を境に、米の購入・消費の局面の変化

- ・それより前：価格は上昇していたが、売れていた。
- ・それ以降：価格上昇によって売れなくなった。「米離れ」

○消費者の購入ルートの多様化

- ・小売以外からの購入・入手の増加→農協の集荷数量の減少
- ・卸の仕入が困難→仕入価格↑→スーパーでの販売価格↑

○政府備蓄米の放出

- ・売却先・方法：集荷業者・入札→小売業者・随意契約
- ・政府は早く安く消費者へ供給、小売価格引下げの強い意向
- ・今後の状況は備蓄米の需要動向で変わると考えられる。
- ・低価格帯の米が加わっただけ or 銘柄米の価格低下
- ・政府は、これまで中断していた流通量の調整による価格操作に踏み切った。

18

ていました。それが二月、三月を境に、消費者が米を買ってくれなくなったという局面の変化があり、米離れが起きてしまったと言えると思います。消費者の購入ル―

トも多様化して、小売り以外から購入・入手する量が増えて、系統農協の集荷数量が減少したと考えられます。卸は系統農協から仕入れる分が少なくなって、系統以外からの仕入を増やさざるをえず、そこで系統農協以外で仕入競争がおこなわれた結果、スーパーでの販売価格が高くなっていったということが言えます。

今、新聞・TV等で毎日のように報道されている政府備蓄米についても、触れておきたいと思います。

売り先や方法などにつきましては、当初、集荷業者に対して入札で販売していましたが、小泉農林水産大臣になってから小売業者に対して随意契約として、決まった価格で販売する方法に変わりました。それは早く安く消費者に供給して、小売価格を引き下げることに対する政府の強い意向の表れかと思われます。

今後どうなっていくのか、私の予想ですが、今後の状況は備蓄米の需要動向で変わると考えられます。つまり備蓄米の売れ行きがあまり良くなければ、それまでの米の品揃えに備蓄米という低価格の米が加わっただけで、全体としては価格が下がらないと思います。備蓄米の購入が多くなれば、備蓄米が売れた分の銘柄米の販売が少なくなるため、銘柄米を安くせざるを得ないので、全体としての価格は下がっていくのではないかと考えられます。

この備蓄米の放出について重要なことは、政府がこれまで中断していた流通量の調整による価格操作に踏み切ったということだと考えます。かつては政府が流通在庫を政府米として持って適宜放出していたのですが、「令和の米騒動」までは流通面で政府が関与することを止めて、米の流通対策からは撤退していたわけです。しかし、今回の備蓄米の放出で政府は流通面でも政策を行い、しかも流通で価格まで操作しようとしているわけで、政府が流通面で関与を強めたことが重要だと考えています。

— 30 —

四 米の生産の状況

【東日本と西日本とは

生産意欲に大きな差がある】

米の生産状況について、主食用米の作付面積の変化を農業地域別に見ていきます。
主食用米の作付面積は、東日本で大きく変化していることがわかります。米が過剰

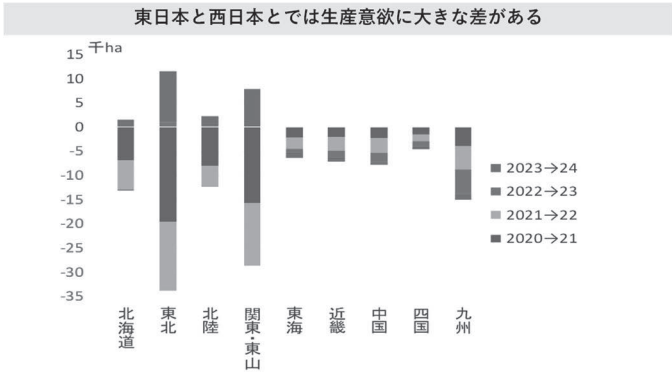


図12 主食用米の作付面積の変化（農業地域別）

- ・主食用米の作付面積は、東日本で大きく変化。全体需給は東日本で調整。
- ・2024年度：東日本で増加（作付意向強）、西日本で減少（稲作の衰退）
- ・25年度：全国的に拡大見込み、作付意向が増加（+7.5万ha、+40万t）

な時には、北海道、東北、関東等で米の作付面積を減らして生産を抑制し、他方で米が不足の局面では、東北や関東が特に作付面積を増加させているというように、全体需給は東日本で調整されていることが見て取れます。二四年度は東日本で増加しています。東日本は主食用米の作付意向が強く、二四年度産の価格が高くなる中で主食用の作付面積が増加しています。他方で西日本では作付面積が減少しており、これは西日本では担い手が特に減少して稲作が衰退しているということを表していると考えられます。二五年度産については、全国的に拡大の見込で、農林水産省の作付意向調査によると、七・五万haの増加、量では四〇万トンの増加が見込まれています。

【今後は、「生産の目安」の

役割の明確化が必要】

次に、主食用米の「生産の目安」と実際の作付面積を見ていきます。
二〇一八年に減反廃止ということで、政府は目標配分を廃止したわけですが、各生

今後は、「生産の目安」の役割の明確化が必要

■ 主食用米の「生産の目安」と作付面積

：「超過作付」

（単位：万t、ha）

	2022年度産		2023年度産		2024年度産		2025年度産
	生産の目安	作付面積	生産の目安	作付面積	生産の目安	作付面積	生産の目安
北海道	83,995	82,500	82,482	82,200	83,932	83,700	90,054
青森	34,184	33,900	33,732	33,800	33,908	37,200	36,300
岩手	44,486	43,700	43,700	42,800	43,700	43,100	44,389
宮城	56,935	57,000	56,935	57,200	56,935	58,400	60,199
秋田	67,417	69,100	69,100	69,900	69,549	72,200	72,617
山形	53,060	52,700	52,860	52,400	52,860	52,400	54,113
福島	52,600	51,900	51,900	53,100	53,100	56,500	56,500
茨城	59,944	58,300	59,668	57,800	59,664	59,900	60,910
栃木	44,652	46,100	44,652	47,200	44,652	49,000	50,444
千葉	46,177	45,500	46,177	45,800	46,177	48,300	48,212
新潟	98,500	99,900	99,900	100,600	99,900	101,400	103,800

資料：「商経アドバイス」2023年1月26日、24年1月22日、25年1月23日、農林水産省「作物統計」。

注：北海道の2025年度当初の「目安」は87,054ha

- ・2024年度：「超過作付」、「目安」が守られなかったことで不足が緩和
- ・25年度：県ごとの設定で全国的な需要に見合う生産量となるかわからない
- ・北海道における「目安」の追加、「生産の目安」の役割の明確化

産県では、政府の施策ではないのですが、「生産の目安」を自主的に設定している状況になっていきますので、この目安について考えてみたいと思います。二四年度の作付を見ると、一三年では超過作付（目安以上の

作付〕となっていない茨城や千葉も二四年には超過作付になっていますし、それまで超過作付となっていた県も超過分の面積が増加しています。

二四年産の米は不足傾向なのですが、もし各県が生産の目安を守っていたとすると、今よりも生産量が減っているわけですから、今よりも不足が激しくなっていたということを表しています。逆に言うと、目安が守られなかったことによって、不足が緩和されているという皮肉な面があり、目安というものの意味や役割が問われることになっています。一五年については、県ごとに需要に応じて設定するわけですが、県ごとにバラバラに目安を設定しますもので、それが全国的な需要に見合う生産量になるかどうかはわからない状況です。つまり、今、一五年産の生産が始まったわけですが、結局、秋に不足が解消されるのか、あるいは過剰になるのかかわからない状況になっているわけです。本来であれば、こういった非常時には政府が多めに適正生産量を提示して、生産目標数量のような

形で各県に割り振って生産を行うことまでやっても良いと思われるのですが、実際にどれだけ生産を行うかは各県、地域、生産者に任せてあるので、結果的に今年取れる米がどのくらいの量で、過剰になるのか不足になるのかということの見通しがきかない状況で、政府が需給調整から大きく手を引いた結果、どうなるかわからない状況になっています。

なお、北海道の生産の目安は八七、〇〇〇haに設定したところなのですが、主食用米の生産意向が強く、目安を九〇、〇〇〇haに引き上げています。あくまで目安ですので、府県では守らないところが多いのですが、北海道では守るべきものとの意識が強く、あえて目安自体を引き上げて守るようになってしまいましたが、正しい対応だと思われる。他の府県も北海道のように守ってくれて、目安が十分機能するようにすれば、もっと全体の需給調整が見通しを立てやすくなるのではないかと思います。今後、目安がどのような役割を果たすかを明確化する必要があります。

従来の米価では、米生産の継続は困難

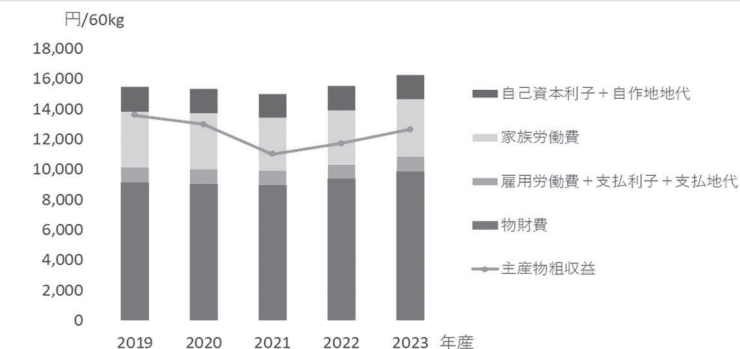


図13 全国における米の生産費総額の推移

資料：農林水産省「米及び麦類の生産費」。

- ・2021年産：米価下落によって、所得が家族労働費を大幅に割り込む
- ・2022・23年産：生産費総額↑、米価↑、所得は家族労働費を割り込む
- ・全国的にみれば、従来の米価では、米生産の継続は困難

【従来の米価では、米生産の継続は困難】
次に、全国の生産費総額の推移についてです。

全国の二一年産を見ますと、米価下落によって所得が家族労働費を大幅に割り込む状況となっています。その後、二二年産、

二三年産は、価格は上昇したのですが、物
財費も上昇していきました。これは、肥料、
農薬、燃料等の価格が高くなって生産費も
上昇していき、その結果、二三年産は価格
が上昇したにもかかわらず、所得が家族労
働費を割り込んでいる状況です。全国的に
見れば、かつてのような、米不足が起きる
前の価格であれば、米の生産は継続できな
いということです。今、政府が備蓄米を放
出して価格を引き下げようとしているわ
けですが、もし仮にかつての価格に戻って
しまうことになる、全国的に見れば、農
家が米の生産を継続できないようなこと
になるため、もとの価格まで低くすべきで
はないと思います。

五 まとめ

米不足の要因ですが、減反に偏った需給
調整が行われた結果であると言えます。

遡って政策の展開を見えますと、二〇
〇四年に「米政策改革」が行われ、「売れる
米づくり」というのが掲げられ、各地域で

売れる量だけ作る方式となり、生産調整に
重点が置かれた政策がこれまで展開され
てきたわけです。府県では、麦や大豆での
減反がなかなか困難と
いうことで、新規需要
米が二〇〇八年に導入
され、特に飼料用米を
作付けすることで主食
用米の生産を抑制して
きました。

また、二〇一一年に
は備蓄米の生産段階で
の設定が始まりまし
た。それまでは備蓄米
については、流通段階
で余った米を政府米と
して買入れて備蓄し
ていたわけですが、二
〇一一年からは事前に
生産段階で面積を確定
することになり、これ
で政府は流通政策から
完全に手を引いたこと

になります。

国が流通在庫を持たず、それにも関わら
ずギリギリのところで生産するようにし

まとめ

○米不足の要因は減反に偏った需給調整

- ・ 2004年の「米政策改革」、生産調整に重点がおかれた政策
- ・ 2008年の新規需要米導入、11年の備蓄米の生産段階での設定
- ・ 国が流通在庫を持たず、ギリギリの生産の結果、不足発生

○短期的な課題

- ・ 「令和の米騒動」の終息を目指す、米価上昇の抑制

○当面の対策

- ・ 減反をやめれば過剰、適度な増産、「ゆとりある需給調整」
- ・ 政府による買入・売渡、流通段階での需給調整の体制整備

○長期的な課題

- ・ 担い手が減少、将来的には国内需要を賄えなくなる可能性
- ・ 農家が生産を継続できるような「適正な価格形成」
- ・ 価格支持か、所得補償か

てきた結果、米不足が発生したということになります。生産調整に偏った需給政策で流通政策から撤退してしまい、ギリギリで生産した結果、米不足が発生したと言うことができます。

これからどうしていくべきかということについて、まず短期的な課題としては、「令和の米騒動」を終息させることを目指すのが重要かと思っています。

米価の上昇の抑制ということで、現在の小売価格では、消費者の米離れを起こしてしまうというところで、高すぎる水準にあると言ったことができます。そこで消費者が米離れしないような形で、今よりも米価が上昇することは抑制すべきであると考えます。

当面の対策ですが、減反を今すぐやめてしまうと、過剰になるのは目に見えているので、減反を全部やめるのは現実的ではないわけです。減反を続けつつ、適度な増産ある程度多めに生産して、もし過剰であれば政府が買入れる、そしてまた不足になったら売渡す、というような体制を整備して

いくことが重要だと思います。少し多めに作るということで、「ゆとりある需給調整」が必要だと考えています。

最後に長期的な課題についてです。

米の担い手は減少しているのですが、将来的には国内の需要を国内の生産で賄えなくなる可能性が指摘されています。政府は米の価格を下げようとしているのですが、かつてのような低米価になってしまう

と農家が生産を継続できなくなってしまう。

したがって適正な価格設定ということ、かつてのような低価格では無理なので、農家の生産費が補償されるような程度の、「適正な価格形成」をすべきだと考えます。生産調整をして一定程度の生産を抑制して、価格を維持するという価格支持政策が必要だと思います。他方で論者によって

は、減反はすぐ廃止して、思い切り米を作ってもらい、余ったら輸出して、値段が下がったら所得補償するというような議論もあります。今後の政策のあり方としては、価格支持政策か、所得補償政策かというところが大きな論点となるということを最後に指摘し、私の話を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。



酪農学園大学 農食環境学群 循環農学類
農畜産物市場論研究室

教授 小池(相原)晴伴 氏

福島県生まれ。北海道大学農学部農業経済学科卒業。北海道大学大学院農学研究科農業経済学専攻修士課程・博士課程修了。酪農学園大学講師、助教授、准教授を経て現在に至る。主な著書：『食料・農産物の市場と流通』筑波書房2022年共著、『北海道から農協改革を問う』筑波書房2017年共著、『北海道農業の地帯構成と構造変動』北海道大学出版会2006年共著。

未来の北海道農業を担う農業高校 第4回



北海道富良野高等学校

一 地域の概要

北海道の中心に位置し、農業と観光の街ですが、人口は減少傾向にあり、令和五年三月に人口は二万人を割り込み、令和七年六月末で人口一〇一九、三七七人。このような状況を踏まえ、本校も令和七年四月より、前身である富良野緑峰高校と普通科の富良野高校と統合し、新設の富良野高等学校として新たにスタートを切ったばかりです。

農業では、平成六年には一、一二七戸あった農家戸数は令和二年で五六二戸まで減少しました。一戸あたり経営耕地面積は一八・七ha。北海道の平均三三・一haよりは小規模である。産出額は野菜が中心で次いで、酪農、水稻となっています。

二 学校の概要

農業科としての歴史は、旧富良野高校にあった農業科、生活科が昭和四二年四月に市立富良野農業高校の開校に合わせ富良野農業高校へ移りました。平成二年、富良野工業高校の校舎改築に合わせ、富良野



旧富良野高校

ジネス科の四学科の学校として、前身の富良野緑峰高校が設立されました。

その後、令和二年四月に、商業科一学科の総合ビジネス科となり三学科の学校となりました。令和七年四月より、単位制の普通科三間口、農業科（園芸観光デザイン科）一間口、工業科（電気情報システム科）一間口の五間口の学校になり、統合後は普通科十学級、農業科二学級、工業科二学級、商業科二学級、全校生徒四六五名の学校となりました。農業科に属する園芸科学科

工業高校の電気科、富良野高校の商業科二学科と、富良野農業高校の農業科一学科の地域の職業科を一つにまとめる形で、園芸科学科、電気システム科、流通経済科、情報ビ

(現二・三年)、園芸観光デザイン科(現一年)は併せて六〇名の生徒が学んでいます。

新たに校訓「誠実和敬 心豊かに学び考え逞しく」のもと、農業科である園芸科学科・園芸観光デザイン科では農業・観光をはじめ、地域に根ざした教育活動を通して、職業人として必要な資質・職業観を高める教育を推進しています。電気システム科・電気情報システム科では電気関連の資格取得に力を入れ、難関である電験三種合格者も輩出しています。普通科では単位制の強みを活かし、選択科目で大学進学や各種学校進学、公務員や就職など多岐にわたる進路希望の実現に対応した教育が展開されています。

三 スクールミッション

(一) スクールミッション

- ・生徒の興味・関心や特性等に応じた学習指導及びキャリア教育を通じて、地域の課題を解決するための資質・能力を身につけた生徒の育成
- ・地域との連携・協働等を通じて、郷土を

愛する心を涵養し、地域社会の持続的発展を担う生徒の育成

- ・特色ある教育活動を通じて、高い志とグローバルな視野を持ち、誠実で人間性豊かな生徒の育成

(二) 学校教育目標

- ・知性に富み、新しい自在を創造し続ける人の育成
- ・郷土を愛し、地域・世界で貢献できる人の育成
- ・豊かな心を養い、多様性を認め合う人の育成

四 特色ある学習内容

ここでは農業科である園芸科学科、園芸観光デザイン科に絞って説明します。

(一) 生産物販売実習

日頃の教育活動を保護者や地域の方へ見ていただき、地域の方々と交流を深め、コミュニケーション能力やホスピタリティー能力を高めています。

① 花壇苗・野菜苗販売実習

毎年、五月の中旬に実施しています。コロナ禍以降、当日の混乱を避けるため四月下旬に事前に予約注文を受け付け、販売実習当日までに注文を受けた商品を取りそろえ、当日、代金と引き換えに商品をお渡しします。予約を受け付けることでお客様



接ぎ木実習



草木実習

と触れ合う機会が増えたこと、当日、混乱無く販売実習を行えるメリットがあることから、今後もこの方式での販売実習を継続していきたいと考えています。



苗販売事前予約注文受け付け



苗販売実習



生産物訪問販売実習

② 訪問販売実習

本校一年生が実習で生産したカボチャをリヤカーに乗せ、学校周辺の住宅を訪問し販売することから始まり、現在ではそのほかネギやタマネギ、ジャガイモ、葉物野菜など多品目を販売しています。地域の方々からも「今年も待っていたよ」とお声がけをいただけるイベントになりました。

③ 放課後マーケット

本校生徒や職員、保護者に向けた販売実習です。実習生産品があるときに不定期で開催しています。他学科生徒や職員、保護者へも学科の学習内容を知っていただく機会です。ポップなどの表示はあえてつけず、販売する生徒のコミュニケーション能力を高めます。



放課後マーケット

(二) 交流学習

① 地元幼稚園、小学校との交流学習

本校では地元の幼稚園、小学校と連携学習を行っています。幼稚園は年長さんを対象に本校の二年生が主体となりジャガイモで、小学校は小学二年生を対象に、本校三年生が主体となりタマネギで、それぞれ播種、定植から観察、収穫を本校実習圃場に招き実施しています。今ではこの行事に



小学校との交流学習

参加した園児、小学生が先生となり交流を深めています。

② 国際交流

日本語を学ぶ専門学校へ通う外国人との交流も行っています。夏季休業中ですが、多くの生徒が参加し書道の体験やハーバリウムの作成、野菜の収穫を通じ交流を深めています。最初、若干の戸惑いもありま



国際交流 書道体験

すが、互いの趣味などで盛り上がり交流を深めます。

③他校との交流

その他に修学旅行で北海道に訪れる愛媛県立伊予農業高校との交流もあります。二年前に実施し、今年度も実施します。互

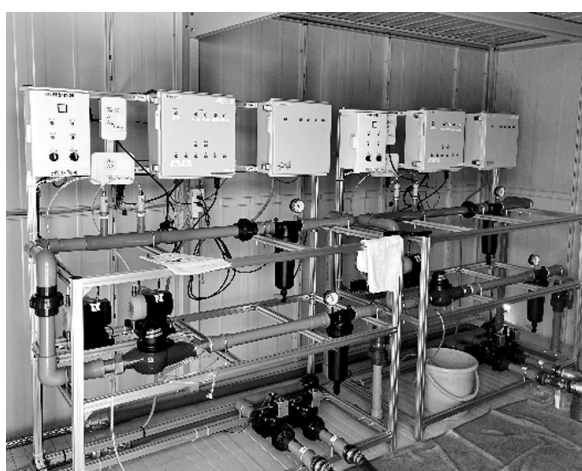


伊予農業高校との交流会

いの地域や学校紹介の他に、郷土芸能（本校・北海へそ祭り、伊予農・野球拳）の紹介を通じ交流を深めました。

（3）最先端の農業学習

学科改編に伴い、様々な設備や備品が導入されました。温室の自動化、GPSで一部自動操蛇のトラクター、農業用ドローンなどが導入されました。さらに追加で備品が導入される予定で、今後より最先端で実



自動灌水装置

践的な農業を学ぶことができるようになります。

五 おわりに

本校園芸科学科・園芸観光デザイン科では地域で農業自営をする生徒の育成や農業関連産業をはじめ観光産業など地域で活躍し、これからの地域を支えていく生徒を育成する役割があります。

これからの予測不能で先行きが不透明な時代の中で活躍するためには、主体的に学び、課題設定、それを解決する力や豊かな創造力、論理的思考能力の他にも表現力や集団の中で自分の適性を見いだし活躍できる能力、さらに非認知能力であるコミュニケーション能力など様々な資質や能力を養う必要があります。今後、本校の教育だけではなく、地域や産官学の連携により、生徒が多様な価値観を見い出すことができる学びの環境づくりを進め、地域の課題解決や発展のために活躍できる生徒を育成できるような取り組みを進めていきたいと思っています。

北海道における外国人労働者の雇用の変化と農業の特徴

北海学園大学経済学部教授 宮入 隆

一 はじめに

読者の皆さんはいまの北海道の人口はどれくらいかご存じだろうか。今年二〇二五年八月三十一日現在の住基ネットによる速報値では五〇〇・九万人となっている。近々五〇〇万人を割り込むところまできている。しかも、この数値には外国人在留者約七万人が含まれており、日本人だけでみれば四九三・九万人で、すでに五〇〇万人を割り込んでいる。道内の総人口のなかで外国人は一・四%に過ぎないが、道民としてはこの七万人の外国人の重みを改めて考える必要があるだろう。

七月の参院選では、「令和の米騒動」といわれる米価高騰とともに外国人政策の見直しも争点の一つになった。それほどまでに、外国人はわが国の社会経済に大きなインパクトを与える存在になっている査証だともいえる。

全国の人口のピークは二〇〇八年の一億一、八〇八万人であるが、北海道はそれより一〇年早く一九九七年にピークを迎えている。当時の道内人口は約五六九・九万人であった。全国を上回るペースで進む人口減少、札幌市への一極集中を受けて、

北海道は「人口減少の課題先進地」というありがたくない肩書きまで付される状況にある。さらにいえば、総人口以上に一五歳から六四歳までの生産年齢人口の減少が、労働力不足に拍車をかけていることは言うまでもない。

コロナ禍後に増加する外国人在留者の多くは働く在留資格で北海道に入国している。外国人在留者の増加を危惧する者もいれば、地域の産業が外国人への依存を深めることのリスクを心配する者もいるだろう。また、円安のもとで外国人は日本、そして北海道を選んでくれるのかといった懸念も生じている。だが、生活インフラの脆弱化した地方で、外国人材を受け入れながら地域の基幹産業を維持していくためには、本格的に共生社会の実現を視野に入れていく時代になっている。過疎化の進んだ農村を中心とする農業分野での外国人労働者の受け入れは、このような論点を検討していく上でも最適である。

前回は全国農業との比較により、北海道農業の外国人労働者雇用の特徴を分析したが、今回は北海道の地域的な状況と合わせて、農業分野の特徴をみていくこととする。

二 北海道における外国人雇用の特徴

図1では、二〇二四年までの道内の在留外国人数と外国人雇用者数の推移を示している。法務省の在留外国人統計は二月末、厚生労働省の外国人雇用者数は一〇月末であり、統計資料も時期も異なるので正確な比較とはいえないが、傾向として、働くために在留している外国人の比率が高まって、道内の在留外国人が増加してきた状況が示されている。さらにいえば、二〇一〇年代以降、全国を上回って外国人労働者の比率が高まってきた状況もみてとれるだろう。外国人雇用のなかには、本来就労のためではない留学などの在留資格により、アルバイト（資格外活動）で雇用されている者も含まれるが、そういった外国人も含め、北海道に在留する外国人のうち六割強が働く外国人となっているのである。

また、コロナ禍以降、外国人在留者総数としては一旦大きく減少しているが、外国人雇用者数は大きな減少をみせなかったことも分かる。その後、コロナ禍による入国制限が緩和されてから再度、外国人の雇用者数が増加して、それが在留者数の増加に繋がってきたのである。このような状況が北海道の人手不足の深刻さを物語っている。

次に外国人雇用者の在留資格別の動向から、北海道の特徴を示しておきたい。北海道労働局の資料によれば、表1のとおり各在留資格とも二〇二四年現在は、コロナ禍前（二〇一九年）

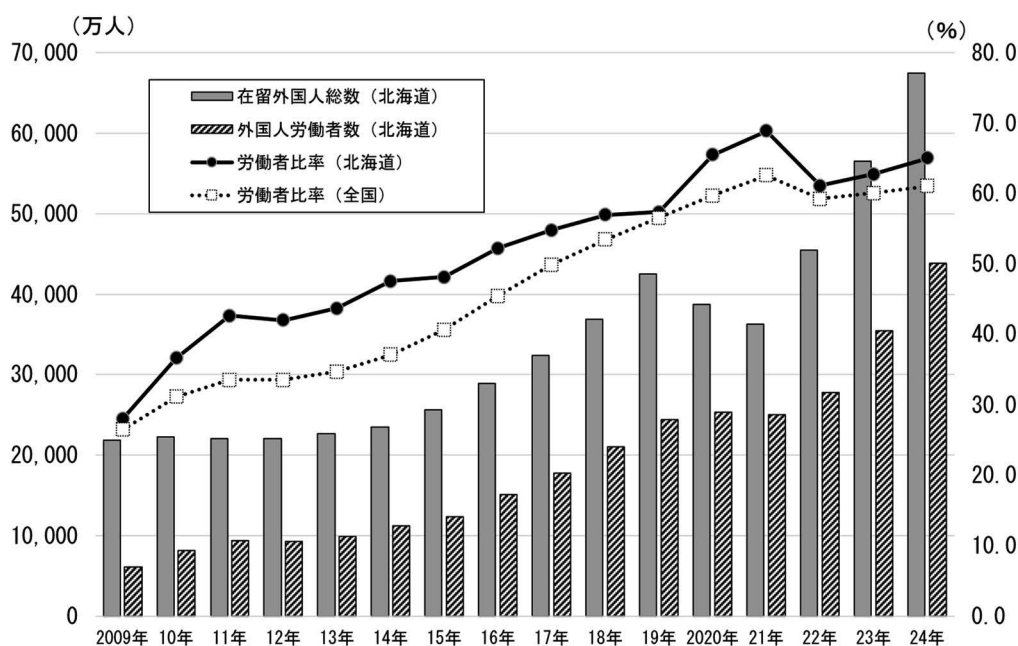


図1 北海道における在留外国人および外国人労働者の推移[2009-2024]

資料：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」、厚生労働省「外国人雇用状況（全国版）」より作成。

表 1 在留資格別外国人労働者数の推移[北海道]

在留資格	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019-2024年対比	
							実数	増減率
技能実習（1～3号）	12,946 (53.1)	13,400 (52.8)	12,223 (48.8)	12,530 (45.1)	15,532 (43.8)	18,474 (42.1)	5,528	(42.7)
専門的・技術的分野の在留資格 （技人国、技能、特定技能など）	4,637 (19.0)	5,392 (21.3)	5,966 (23.8)	8,180 (29.4)	12,094 (34.1)	16,502 (37.6)	11,865	(255.9)
資格外活動 （留学アルバイト等）	3,355 (13.8)	2,812 (11.1)	2,585 (10.3)	2,657 (9.6)	3,170 (8.9)	3,743 (8.5)	388	(11.6)
身分に基づく在留資格 （永住者・日本人配偶者ら）	2,896 (11.9)	3,017 (11.9)	3,147 (12.6)	3,222 (11.6)	3,331 (9.4)	3,539 (8.1)	643	(22.2)
特定活動	553 (2.3)	742 (2.9)	1,107 (4.4)	1,224 (4.4)	1,312 (3.7)	1,623 (3.7)	1,070	(193.5)
合 計	24,387 (100.0)	25,363 (100.0)	25,028 (100.0)	27,813 (100.0)	35,439 (100.0)	43,881 (100.0)	19,494	(79.9)

資料：北海道労働局資料：北海道労働局「外国人雇用状況（各年次）」より作成。
注1）各年とも10月末現在の数値である。
注2）表中の「技人国」は在留資格「技術・人文知識・国際業務」を示している。在留資格「特定活動」には、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士なども含まれている。各調査年次の特定技能外国人の在留者数は、2020年387人、2021年1,126人、2022年2,862人、23年人、24年8,926人である。

より実数として増加している。総計で二万人弱の外国人材の増加をみているわけだが、その内訳はポストコロナに入り大きく変動している。二四年現在も技能実習の割合は四二・一％と最も高くなっているものの、五三・一％であった一九九年時点からみれば、一〇ポイントも低下している。二〇二七年四月に

技能実習制度が廃止され、育成就労制度が導入されるが、その兆しはすでに見えつつある。ただし、全国平均では、技能実習生の割合は二〇・四％であることから、北海道の働く外国人に占める技能実習生の割合は依然として高いという点も重要である。

この連載で指摘してきたとおり、単純労働力もしくは非熟練労働者としての外国人の入国を認めてこなかった日本において、技能実習制度はそれらが必要とする産業での労働力不足を埋める役割を果たしてきた。一般には、建設業、縫製業、食料品製造業、農業といった産業が位置づけられ、他の在留資格の活用が限定されてきたなかで技能実習制度への依存が拡大してきたのである。

しかし最近はこの傾向に変化がみられる。技能実習に代わり、実数・比率の双方を大きく伸ばしているのが専門的・技術的分野の在留資格である。その内訳は二〇二四年の約一・七万人のうち、五割を超える九千人弱が特定技能外国人で占められており、二〇一九年四月の特定技能制度の創設が変化をもたらした最大の要因であることがわかる。特定技能制度は、一定の技能を有した外国人材として、専門的・技術的分野に含まれているが、「技術・人文知識・国際業務（以下、「技人国」と略す）」のように大卒でなければ認められない在留資格とは異なり、三年以上の技能実習経験を経ているれば、通算五年間の在留が可能となる特定技能一号には無試験で移行できる。就労する産業の技

能だけではなく、日本語能力試験N4相当の日本語修得も求められているが必ずしも必須条件ではなく、現状では技能実習の延長とっていいだろう。在留資格上は一定の技能を有した専門的・技術的分野に含まれる労働者だとしても、内実は技能実習生の延長としての外国人材が多く含まれているのである。このことは、後にとみるとおり、農業分野での人材確保の変化にも大きく影響を与えている。

三 他産業との比較からみえてくる

北海道農業の外国人雇用の特徴

表2では同じ北海道労働局の資料により、道内で就労する外国人の多い五つの産業の外国人雇用人数と在留資格別の内訳を示した。北海道では従来から産業構成も反映して、水産加工などの食料品を中心とする製造業、そして農業での雇用割合が大きいという特徴があったが、二〇二四年現在でも総数約四・四万人のうち、製造業二六・一％、農業一三・八％となっており、この二分野で四割弱を占めている。続いて建設業が一・一〇％を占めるが、建設業では二〇一〇年代後半から急速に増えて、道内でのシェアを伸ばしてきた。それに続く、宿泊・飲料サービス業や介護を含む医療・福祉も同様で、近年になってから急増した産業分野である。このように直近の傾向としてみれば、二〇二〇年代以降はより多くの産業での全般的な外国人雇用の増加がみられるようになっていくことを指摘できる。そのため、

首位の製造業や農業における外国人雇用の比率の拡大は抑えられているが、今日でも食料生産・製造に関わる外国人が最も多いことは北海道の産業的な特徴であるいえよう。

前回の連載（第二回）で、都府県と比べた北海道農業の在留資格別の多様化は指摘した。専門的・技術的分野の在留資格「その他」に含まれるものでは軽種馬の育成牧場のインド人が「技能」で雇用されていること、大規模酪農経営では技能実習生では足りない人員が「技人国」で雇用されてきたことなどが、このデータには反映されている。

今回は道内の他産業と比較し、農業の特徴を示したい。農業分野と同様に非熟練労働者として外国人材を受け入れてきたのが、上位に位置する製造業や建設業である。それらと比較すると、農業だけが大きく技能実習の比率を下げ、その代わりに特定技能の比率が格段に高くなっていることがみてとれる。つまり地域内の産業比較からも、特定技能制度の創設以降、農業だけがいち早く特定技能活用への移行を推し進めてきたことができる。

北海道労働局からの聞き取りによれば、ここで示した特定技能外国人の農業分野の数値は、さらに増える可能性がある。それは、表2の数値は、雇用される企業など受入先の属性で分類されており、例えば、農協で雇用されている外国人は当然含まれているが、農業（耕種・畜産）で特定技能の在留資格を取得していたとしても、他の特定産業分野の企業などに属して就労

表2 外国人を雇用する道内主要産業と在留資格別構成[2024年10月末]

単位:人(%)

	総数	技能実習	専門的・技術的				資格外	身分に 基づく 在留資格	特定活動
			技人国	特定技能	その他	合計			
全産業計	43,881 (100.0)	18,474 (42.1)	4,554 (10.4)	8,925 (20.3)	3,023 (6.9)	16,502 (37.6)	3,743 (8.5)	3,539 (8.1)	1,623 (3.7)
製造業	11,441 (100.0)	7,730 (67.6)	389 (3.4)	2,441 (21.3)	42 (0.4)	2,872 (25.1)	144 (1.3)	489 (4.3)	206 (1.8)
農業・林業	6,060 (100.0)	2,597 (42.9)	167 (2.8)	1,979 (32.7)	888 (14.7)	3,034 (50.1)	32 (0.5)	75 (1.2)	322 (5.3)
建設業	4,810 (100.0)	3,700 (76.9)	208 (4.3)	525 (10.9)	16 (0.3)	749 (15.6)	17 (0.4)	148 (3.1)	196 (4.1)
宿泊・ 飲食サービス業	3,798 (100.0)	457 (12.0)	927 (24.4)	314 (8.3)	551 (14.5)	1,792 (47.2)	801 (21.1)	390 (10.3)	358 (9.4)
医療・福祉	3,686 (100.0)	716 (19.4)	35 (0.9)	2,153 (58.4)	133 (3.6)	2,321 (63.0)	176 (4.8)	260 (7.1)	213 (5.8)

資料：北海道労働局資料：北海道労働局「外国人雇用状況（令和6年版）」より作成。
注）在留資格別のデータは農業と林業を区分して示されていないため、農業・林業で示した。ちなみに林業は14人である。

している場合は含まれていない。そのため、同じ北海道労働局の資料でも、属人的にみている在留資格「特定技能」を取得している外国人は農業分野で二、二九六人と三百名も多くなっているのである。

後ほど出入国在留管理庁の統計も確認するが、そこでは道内農業分野で就労している特定技能外国人は二〇二四年六月にはすでに三千人を超えている。統計資料によって調査時期や場所が異なることから数値に多少の相違はあつて当然であるが、このように千人近くの差が生じるのは違和感がある。北海道の農業分野の特徴として、派遣形態の全面的な活用による季節的な人材調達の多さが影響している可能性が高いが、数値の見方については今後、さらに精査していきたい。

四 北海道農業における特定技能外国人の雇用拡大

図2では、出入国在留管理庁の資料に基づいて、北海道農業における特定技能一号の在留者数の推移を耕種・畜産別に半年ごとの数値で示している。

道内では制度が導入されてたった五年で三千人を超えたが、畜産と耕種ではその動向が異なっている。畜産部門は一貫して増加している一方、耕種部門では農繁期である六月と農閑期の一二月で増減を繰り返しつつ増加している。道内の耕種部門では農繁期の数ヶ月間のみ派遣形態での雇用により大人数を受け入れ、農閑期は九州等の産地に移動している外国人労働者が多

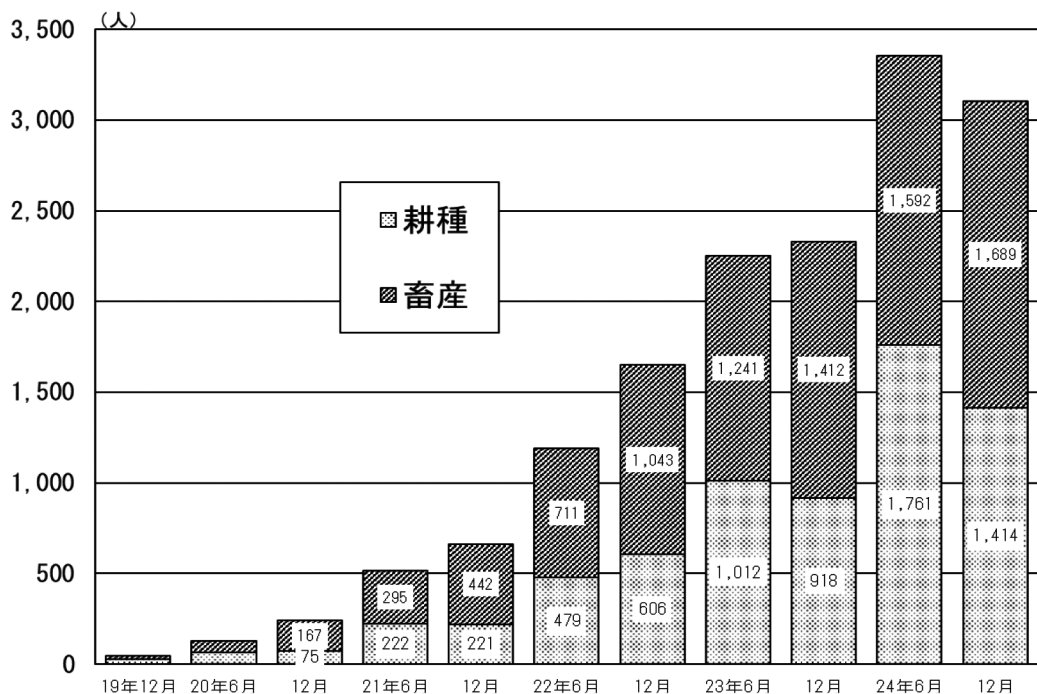


図2 道内農業分野における特定技能外国人の在留者数の推移

資料：出入国在留管理庁 Web「特定技能在留外国人数の公表」より作成。

く存在することで、このような増減となって現れている。派遣形態での雇用が認められているのは農業と漁業だけであり、他の産業は直接雇用のみであるため、統計資料により、派遣と直接雇用の数値を確かめることはできない。そのため、耕種・畜産に区分されている出入国在留管理庁のこのデータだけが唯一の手がかりとなっている。

筆者が共同研究者の東山寛氏（北海道大学農学部）と調査した事例では、一シーズンに二〇〇人を超える外国人労働者を派遣形態で受け入れて、圃場での収穫作業の人員不足を賄っている野菜産地も存在した。他方で、派遣形態での雇用を利用した産地間の人材移動だけではない、直接雇用による外国人材の産地間移動の取り組みも存在する。登録支援機関の協力により、北海道の産地で数ヶ月間だけ各経営で直接雇用し、冬期は九州の産地に移動するという取り組みである。派遣形態での雇用の場合、翌年も同じ人材を迎え入れることは保証されない。それに対して、直接雇用であれば、来年も同じ時期に、同じ人材を雇用することが可能であるため、申請作業が面倒であったとしても数ヶ月間のみ直接雇用にしているのである。逆に派遣形態によるメリットは入国申請のほか労務管理をすべて派遣会社任せにすることができ、雇用経験が少ない経営であっても外国人材を受け入れることが可能な点である。

こういった産地間の人材リレーの取り組みが持続可能になるには、移動する産地間の連携により、外国人材が双方で安心し

て働ける体制づくりが欠かせない。しかしながら、このような協力関係は簡単ではないだろう。なぜなら、各産地の農繁期がちょうど良い形できれいに繋がることは考えにくいからである。例えば、移動した先で端境期のため思いのほか作業が少なければ、その月の給与が想定よりも少ないことが起こりうる。

その他にも地域の最低賃金の相違をどう克服するのか、また各産地で数ヶ月間のみ使用できる住居を確保しなければならぬといった課題が存在する。外国人に住居を貸すことに不安を覚える住民もいるだろう。自身が住居を提供するわけではないとしても、同じ町内で、若い外国人が集団で住むことによる騒音やゴミ出しルールの不徹底を危惧する住民もいるかもしれない。また、W i i f f i の普及がいまほど進んでいなかった時代には、コンビニのフリーW i i f f i スポットに技能実習生が集まって問題視され、農協の職員がお詫びにいったという事例もつかがったことがある。その後の外国人住居でのW i i f f i の普及率をみても分かるとおり、こういった課題を自治体の協力も得ながら克服したところに、現在の外国人労働者の受け入れ拡大があることは間違いない。

五 特定技能制度で変わる外国人労働者の働き方

農業において他産業よりも先行して技能実習から特定技能への切り替えが進展している理由は、派遣形態により季節的な短期雇用が可能になったことだけが理由ではない。労働者として

雇用できることで、担える業務の幅が広がったことも要因である。特定技能制度では農学分野の区分は耕種と畜産のみで、技能実習では制限されていた細かい対象職種・作業の縛りがなく、日本人従業員と同様の作業はすべて担うことができるようになった。耕種部門では複数作物を栽培している複合経営も多く、酪農経営で肉用牛の繁殖・肥育一環経営を行っている場合もあり、多様な作業に携わってもらえることは大きなメリットである。

野菜産地で選果施設の作業員としての業務を中心に雇用することが可能になったことも大きい。耕種での雇用は一年のうち多少なりとも圃場作業を行うことが必須ではあるが、道内では派遣形態で選果場業務を中心に夏場だけ働く外国人労働者の雇用事例が増えている。温暖な地域では、外国人を安定的に雇用するために、高温になる夏場でも育つ作物を導入して、通年雇用を目指すこともできる。しかし、寒冷地かつ積雪量も多い北海道では、冬期間の作業を増やして通年雇用することとは容易ではない。それだからこそ派遣形態による特定技能外国人の季節雇用が重要であった。

しかし、特定技能外国人を雇用して数十名を通年雇用する産地農協もある。馬鈴薯産地では冬場も作業があるため、選果作業を中心に通年雇用が可能となっている。また、そのような産地では繁忙期には、派遣形態でさらに数十名の外国人労働者を雇用するというように、複数の雇い方を組み合わせて人材を確

保している事例も存在する。

以上のとおり、特定技能制度の創設は、とくに北海道農業における外国人労働者の働き方、もしくは就労場所を格段に広げる効果をもたらした。特定技能外国人の急増と、技能実習制度からの切り替えはこのような状況で進展したのである。

その結果、同じ特定技能外国人であっても、地域での在留期間も多様化し、一様の存在として捉えることは難しくなっている。大まかには、以下の三つに分類できるだろう。第一に、技能実習の三年間を経て、特定技能一号で五年間、合計八年間のみ農業現場で働いて帰国する転勤族的な外国人、第二に、夏秋期の数ヶ月のみ道内産地で作業に従事し、冬春期は道外に移動する季節雇用人材もしくはアルバイトのような外国人、第三に、試験を受けて特定技能二号に移行し、経営幹部や作業リーダーとして地域に根ざして、長期就労する外国人である。

第三の可能性がある特定技能二号合格者はいまも毎月増加している。北海道のみの数値は現時点で不明であるが、全国の農業分野では、二〇二三年一月から二〇二五年八月の試験結果を合計すると、合格者は二、一七五人に達している。

就労形態の多様化においては特定技能では二号に移行することで長期就労が可能になってきたことも大きな変化である。これは長期滞在したい外国人のための対応というよりも、経営者側が有能な外国人に長く働いてもらいたいための措置であると考えてよい。以前、道内の実態調査において、外国人を雇用し

ている農業者からコロナ禍の時期に以下のような意見を聞いた。

「もともと外国人を不足する日本人従業員の代替として受け入れたが、いまでは一生懸命働いてくれる外国人にどうしても来て欲しい。日本人では外国人の代替はできない。」

また、法人経営ではなく、家族経営のなかで働く外国人にインタビューした際には、「親方が農業を続けていく限り、従業員として一緒に働いていきたい。可能なら家族も北海道に呼びたい」という声も聞かれた。

六 おわりにー多文化共生社会実現に向けて

北海道では人口減少の進展により、就労のために在留する外国人が増え、在留資格は技能実習から特定技能へのシフトが顕著になってきた。産業別にみれば、それを先んじて進めてきたのは農業分野であり、それは働き方に幅を持たせ、また、在留期間の長短など、地域での生活者としての存在形態にも多様化がみられる状況をもたらした。

過疎化が進み、生活インフラが脆弱化しているとはいえ、農業といった地場産業を支える人材として、外国人を地域で受け入れ、多文化共生社会を実現することは想定以上に早く求められている。しかしながら、国籍の多様化がアジアを越えて進展する可能性もあり、文化的・宗教的な背景が異なる生活者としてさらに多様な外国人を地域で受け入れなければならないだろう。

最後に道内に在留する外国人労働者の国籍別の動向にも触れておきたい。二〇一〇年代中頃まで、北海道では中国人比率が高いという特徴があった。中でも気候的な問題から、東北三省など寒冷地出身者が多かったといわれる。もちろん、気候だけが理由ではなく、北海道に近いことから航空運賃など移動にかかる費用を低く抑えられることも理由の一つであった。

東アジアから東南アジアへの人材の調達先の移動は受入費用の増大も意味する。外国人労働者の受け入れには、直接雇用であっても給与のみだけではなく、多くの事例で登録支援機関への手数料、渡航費用の負担を支払っているのが一般的である。

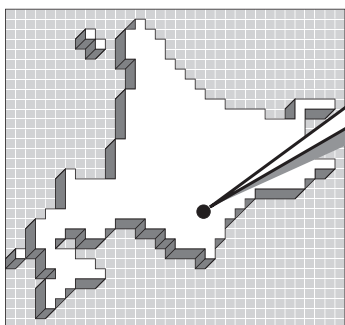
現在は全国動向と同様にベトナム人やインドネシア人が多くを占めている。二〇二四年現在、道内の外国人労働者に占めるベトナム人の割合は二九・九％（一三、一〇四人）で、次いでインドネシア人一七・二％（七、五四六人）、中国人一三・四％（五、八八七人）、ミャンマー人九・六％（四、一〇八人）、フィリピン人六・二％（二、七一〇人）と続く。さらに最近では、筆者のところにもインドや、中央アジアのウズベキスタンからも人材を北海道の農業分野に送り出したいという相談が届いている。国際労働市場での人材獲得競争の厳しさや、円安による日本の競争力の低下が危惧されているが、まずは「アジア唯一の先進国」である日本に人材を送り出したいという要望がいままでに根強いことも実感した。その理由は、日本とは逆にいまも人口が増加している途上国では、他方で十分な賃金を支払える

産業の成長が遅れており、学業に励んだ若者であっても国内で就職できる可能性が低いからである。

日本は中国からベトナム、そしてインドネシアへと主要な送り出し国を変更して、人材調達の安定化を図ってきた。今後も外国人労働者の国籍が変化しないということは考えづらい。送り出す国の経済発展の状況なども関係してくるだろうし、むしろ人材を調達する国が徐々に移動して、その結果、道内に在留する外国人の国籍が多様化していくだろう。農業新聞の記事（二〇二五年九月一五日报）でご覧になった方も多いと思うが、いまや道内農業には、アフリカのマダガスカルからも特定技能外国人として就労する人材が現れている。これはJICAの支援があって実現したことではあるが、それとは別に軽種馬業界や建設業界でもアフリカ人の雇用が始まっているようだ。

地域産業の人材確保の必要性から多国籍化が始まったとしても、生活者として外国人材を受け入れていくとなれば、地域全体、ひいてはそこに暮らす住民に多文化共生社会の実現が求められる。多文化共生とは、言語も文化も異なる人たちがお互いの違いを理解し、尊重し合いながら、地域社会の一員として共に生きていくことを意味する。農業・農村が先行して人材確保を進めてきたからこそ、新たな地域社会の「かたち」も農村からこそ創出されることを期待したい。

連載 わがマチの自慢 No.41



帯広市

世界に通用する食のブランドを支える農業と
関連産業の活性化により人口減少時代でも
持続的に発展していくマチ 帯広市

帯広市は、北は大雪山系、西は日高山脈に囲まれた十勝平野の中央に位置し、農業を主産業とした経済・教育・医療・福祉・行政などの広域的な都市機能が集積する国内有数の食料供給基地・十勝地方の中核都市である。総面積は六一九・三四㎢、人口は約一六万人であり、札幌からＪＲで二時間三〇分、車で三時間の距離にある。十勝の空の玄関口である「とかち帯広空港」では、東京（羽田）からの定期便運航や名古屋（中部）との季節運航が行われているほか、今年五月には初となる韓国（清州）との国際定期便が就航している。

道内の多くの地域は北方警備と開拓を担う屯田兵による官主導の開拓が進められたが、十勝・帯広は、明治一六（一八八三）年に依田勉三が

静岡県西伊豆の松崎町から民間開拓団体である「晩成社」の一行を率いて入植したことが始まりであった。その後、富山県や岐阜県、三重県等からの移住者により開拓が進められ、今日の発展の礎となっている。

気候は、冷涼で降水量が少なく、年間の晴天日数の多さは全国でも有数で、特に秋か



ばんえい競馬

ら冬にかけての晴天は「十勝晴れ」と呼ばれており、夏は最高気温が三〇度以上となるが、冬は最低気温がマイナス二〇度前後となる。昼夜の寒暖の差が大きいため、農作物の糖度が上がり美味しさを引き立たせている。

市の水道水は、国の水質調査で過去何度も「清流日本一」と認められた札内川の伏流水を原水としており、「おいしい水道水の都市」に選ばれている。

帯広市では、農地開墾や農作業、冬の造材などの十勝開拓期の馬文化を今に伝える世界で唯一の「ばんえい競馬」が開催されている。体重一トンを超える馬が重りを載せた鉄ソリを引き、直線コースで力とスピードを競うレースであり、帯広競馬場で通年開催されている。また、敷地内の



北の屋台

「とちかむら」には十勝の魅力伝えるお土産店やグルメショップもあり、競馬ファンのみならず家族で楽しめる観光スポットとなっている。

市内には、地元の食材を活かした美味しいスイーツや料理を楽しむ飲食店も多く、住民をはじめ多くの観光客に愛されている。

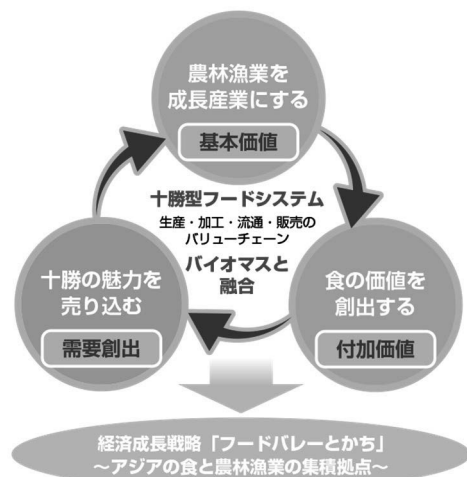
一活力ある新たな まちづくりと産業振興

帯広市は基幹産業が農業であり、生産性の高い大規模専業経営が営まれているほか、商業やサービス業などの第三次産業も盛んで、道東の商業機能の重要な集積地となっている。

帯広市では、昭和四四（一九六九）年に地方自治法が改正され、行政運営を行うための基本構想の策定が義務化される以前の昭和三四（一九五九）年に、地域資源を活かした活力ある住みよいまちを目指し、全国に先駆けて総合計画を策定し、まちづくりを進めてきた。今日まで、七期にわたる総合計画に基づき、基幹産業である農業の生産性の向上をはじめ、帯広の森の造成、鉄道高架の開通などを進

めてきている。

また、日本を代表する大規模畑作酪農地帯・食料供給基地という背景を活かし、生産・加工・流通・販売が結びついた十勝型のフードシステムを、オール十勝でつくりあげることを目指し、食と農、自然などの地域の強みや魅力を活かした「フードバレーとかち」の取り組みを推進しており、安全・安心な農林水産物を生



フードバレーとかち

産し、地元で加工することで付加価値をつけ、十勝のブランド力を高めるとともに、国内外の販路拡大や魅力の発信を進めている。

管内一九市町村をはじめ、生産者や農業団体、経済団体、金融機関、大学などが一体となり、農業生産や食の輸出拡大、バイオマスやICTなどの関連産業の創出、アウトドア観光やビジネス等の交流の活性化などを進めてきたことで、地域の活力が着実に高まってきているほか、地域に立脚した新たな価値の創出に向け、行動する多くの起業家が現れてきている。

さらに、市民生活においては、子育て支援や教育環境の充

実はもとより、生活や文化と密接に関連する都市のみどりの利活用を進め、誰もが豊かさを感じる活力あるまちづくりに取り組んでいる。

二世界に通用する 食のブランドを支える 農業振興

帯広市の農業は、国内で三番目に広い十勝平野という恵まれた土地条件を活かし、小麦、豆類、てん菜、馬鈴しょを中心とした大規模な畑作や酪農・畜産などが展開されており、国内最大の食料供給地域である北海道の中心的な農業地帯として重要な役割を担っている。

こうした中、少子高齢化に伴う人口減少による国内の食市場の縮小や、国際化の一層の進展を見込み、市では、国



畑作の作業風景

内外の市場の需要拡大につながる安全・安心で品質の高い農畜産物の生産を推進するとともに、生産者や大学、研究機関、食品製造事業者等が連携して高付加価値の新商品を開発する6次産業化を推進している。

また、帯広市は、JA等の地域関係者が連携して取り組

んでいる安全で高品質な農畜産物の生産活動を支援している。この取り組みは、最初にJAの組合員であるすべての生産者が農薬・肥料・飼料の使用基準を守る誓約を行い、その後、品目ごとの生産基準に基づき生産される作物について生産者自身が生産履歴を記帳し、JAが点検した後、JAで集荷した作物の抽出サ



酪農の放牧風景（八千代牧場）

ンプルにより残留農薬の検査が実施され、安全性が確認された作物のみが出荷されるもので、同時に環境に配慮した農業も推進される仕組みとなっており、十勝ブランドの確立に貢献している。

十勝ブランドには多くの農畜産物があるが、その代表作物である「十勝川西長いも」は、JA帯広かわにしをはじ



十勝川西長いもの収穫風景

め十勝管内の一〇ＪＡで生産されており、春に植え付け秋に収穫する「秋掘」と、長い土の中で越冬させ翌年の春に収穫する「春掘」を組み合わせて、年間を通じて全国各地に出荷できる生産体制が構築されている。また、国内市場の販売価格を安定化させるとともに、国内市場で規格外となる太物の販路を拡大するため、平成一一（一九九九）年から輸出にも取り組んでおり、現在では米国、台湾、シンガポール等に輸出され、海外の消費者から高い評価を得ている。特に「十勝川西長いも」は、生産者やＪＡなど関係者の努力により高い品質が維持されており、平成一八（二〇〇六）年には「地域団体商標制度」に商標登録が認定されているほか、平成二八（二〇一六）年には品質

が保証された世界に通用する地域ブランド品として「地理的表示保護制度」にも登録されている。

また、この出荷を取り扱う選果施設は、平成二〇（二〇〇八）年に野菜の選果施設として世界初の「HACCP認証」を取得しているほか、平成二九（二〇一七）年には、安全で高品質な食品を製造するために生産者自身も衛生基準の徹底を要求される国際規格「SQF認証」を洗浄選別施設で取得している。

さらに、令和五（二〇二三）年には、長いもを原料とした「とろろ」、「トマト煮込み」、「グラタン」、「オムレツ」、「肉巻焼き」の五品目が宇宙食の認証を取得しているほか、平成一八（二〇〇六）年には、ＪＡの農産部西帯広事業所の小袋豆工場が「HACCP認

証」を、平成一九（二〇一七）年には同事業所の小袋計量包装施設が「SQF認証」を取得するなど、今や十勝・帯広ブランドは世界最高水準の品質として国内外に広く支持されている。

三地域の農業構造

二〇二〇年の農林業センサスによると、帯広市の農業経営体数は六一三経営体で、一〇年前に比べ一四・〇％減少している。経営耕地面積は二一、九〇七haで、一〇年前に比べ〇・六％減少する一方、一経営体当たりの経営耕地面積は三六・〇haで、一〇年前に比べ一六・一％増加している。

個人経営体の年齢別基幹的農業従事者数は、六〇代が最も多い二一・二％、次いで七

表 1 農業経営体数、経営耕地面積の推移

区 分	単位	2010年	2015年	2020年	増減率 (%)		
					2015/2010	2020/2015	2020/2010
農業経営体数	経営体	713	695	613	△ 2.5	△ 11.8	△ 14.0
うち個人経営体	経営体	666	625	544	△ 6.2	△ 13.0	△ 18.3
うち経営耕地のある経営体数	経営体	710	685	608	△ 3.5	△ 11.2	△ 14.4
経営耕地面積	h a	22,029	22,795	21,907	3.5	△ 3.9	△ 0.6
1経営体当たりの経営耕地面積	h a	31.0	33.3	36.0	7.4	8.1	16.1

表2 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）

区分	単位	計	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
2015年	人	1,808	131	249	303	388	404	333
	%	100.0	7.2	13.8	16.8	21.5	22.3	18.4
2020年	人	1,629	107	230	272	333	346	341
	%	100.0	6.6	14.1	16.7	20.5	21.2	20.9

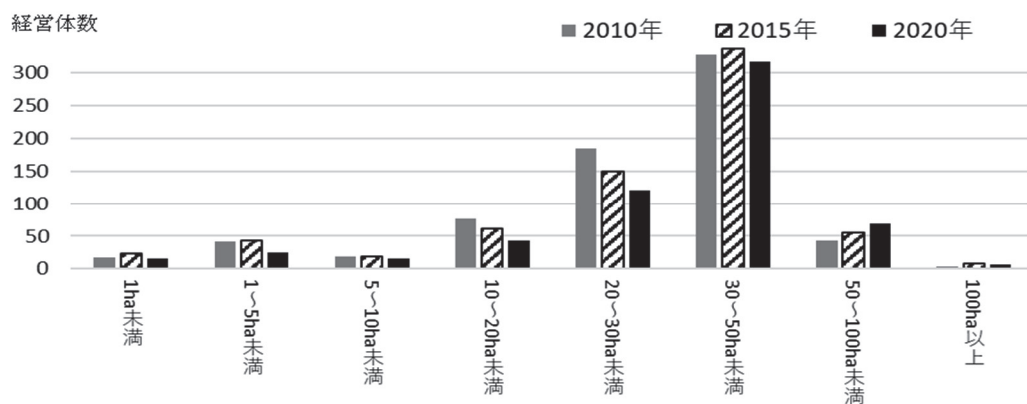


図1 経営耕地面積規模別経営体数

表3 農産物販売金額1位の部門別経営体数（農業経営体）

区分	計	雑穀・ いも類・ 豆類	野菜	麦類作	酪農	工芸作物	その他
2010年	707	310	141	101	84	30	41
	100.0	43.9	19.9	14.3	11.9	4.2	5.8
2015年	691	317	159	76	72	26	41
	100.0	45.9	23.0	11.0	10.4	3.8	5.9
2020年	609	271	130	80	60	34	34
	100.0	44.5	21.3	13.1	9.9	5.6	5.6

〇歳以上が二〇・九%となっており、両年代で全体の四二・一%を占め、五年前に比べ一・四%増加するなど高齢化が進んでいる。農業従事者数が最も減少しているのは六〇代で、次いで五〇代となっており、それぞれ五年前に比べ一四・四%、一四・二減少している。

経営耕地面積規模別経営体数は、「三〇～五〇ha未満」が三一・六経営体と最も多く、次いで「二〇～三〇ha未満」が一・二経営体、「五〇～一〇〇ha未満」が六・九経営体となっており、これらの階層で全体の八二・五%を占めている。

農産物販売金額一位の部門別経営体数は、「雑穀・いも類・豆類」が最も多く、全体の四四・五%を占めており、次いで「野菜」が一・三%、「麦類作」が一三・一%、「酪農」が九・九%となっている。

四 活力ある十勝・帯広の 実現を目指して

(一) 人口減少時代でも

持続的に発展する

地域づくり

人口減少が加速し、本格的な少子高齢化社会を迎える中、持続的に成長を続ける活力ある地域社会をつくるには、人口減少をできるだけ「抑制」する視点に加え、仕事づくりなどを通して稼ぐ力を高め、生活環境の質的な向上を図りながら、人口減少社会に「適応」していくことがより一層重要となってきた。

このため、帯広市では、仕事づくりや誰もが暮らしやすい環境づくりを一体的に進め、まちの活力や魅力の向上を図ることとしている。二期一〇年にわたり取り組んできた総合戦略の成果や課題をもとに、

令和七(二〇二五)年二月に、第三期総合戦略を策定し、「新たな「しごと」を創り出す」「十勝・帯広への「ひと」の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「快適でいきいきと暮らせるまちをつくる」の四つの基本目標のもと総合的な取り組みを進めている。

これまで継承してきた自然や食、農といった地域の強みを活かした「フードバレーとまち」の取り組みを基盤に、海外も視野に入れ域外から稼ぐ視点を持ち、農業・食関連産業等の振興、産業基盤の強化、産業人の育成といった取り組みを推進し、新しい価値の創出や生産性の向上などに取り組んでいる。

また、都市のみどりや技術革新が著しいデジタルを活用し、快適な都市環境の確保や

子どもを安心して育てられる環境づくりなどに取り組み、今より少ない人口であってもここに暮らす人々が豊かさを感ずる活力のあるまちの実現を図っている。

(二) 未来を切り拓く

農業・農村づくり

地域の人口が減少する中、基幹産業の農業では担い手不足や高齢化が進む一方で、離農跡地の引き受け等により一戸あたりの経営規模が拡大傾向にある。このため、帯広市では、優れた担い手の育成・確保や多様な労働力の確保をはじめ、農作業の効率化につながる担い手への農地の集積・集約化や、干ばつ等の被害軽減・排水改良を図るかんがい排水事業など農業基盤整備の計画的な推進、スマート農業等の先端的な技術の導入



などを推進している。

また、人口減少による農村の集落機能の低下を抑制するため、コミュニティ施設の維持管理や環境整備などの共同活動への支援、農業理解・体験の促進、多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動への支援などを実施し、農業経営の安定化を図り、将来においても農業が地域の経済・社会を

支え続けられるように取り組んでいる。

さらに、帯広市は、平成二三(二〇一一)年二月に「総合特別区域法」に基づき、北海道、札幌市、江別市、函館市、北海道経済連合会とともに、十勝管内一九市町村が国から指定を受けた「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(フード特区)」において、十勝の安全で高品質な農畜産物の生産拡大と高付加価値化に向けた取り組みを令和三(二〇二二)年度まで実施してきた。この特区期間は終了したが、現在も「フードバレーとかち」の成果も生かしながら、企業経営や異業種参入・起業化などを担う人材育成をはじめ、食育や農畜産物の消費拡大を促進する取り組みを展開しているほか、家畜排せつ物や農業残さなど

十勝の農・食・エネ自給社会の形成を目指して



十勝バイオマス産業都市イメージ

の豊富で多様なバイオマス資源を有効活用し、化石燃料の使用抑制により脱炭素社会の実現を管内全体で目指す「十勝バイオマス産業都市構想」の中核も担っており、今後も持続可能な十勝・帯広の経済圏・生活圏の発展を牽引していく方針である。

一方で、札幌圏と道東を結ぶ交通の要衝として、鉄道や

空港、高速道路などの交通インフラが整備されているが、豊富な農畜産物の物流に必要不可欠なトラックの運転手不足に加え、令和六(二〇二四)年四月の働き方改革関連法施行によりトラック運転手の時間外労働の上限規制等が適用された「二〇二四年問題」などから、今後の輸送力の低下が懸念されているほか、出荷時期に季節波動がある農作物を長期間貯蔵・冷蔵等する備蓄可能な施設や加工事業者の不足等により地域外での加工が多いことから、地域内で付加価値向上を図る対策が必要となっている。

こうした中、現在、帯広・広尾自動車道帯広川西ICに隣接する区域において、民間事業者による新たな食の備蓄・物流拠点「帯広川西ICフードテックパーク」の整備

が進められており、市では、農畜産物等の輸送・備蓄・加工・販売等を担う事業者を支援しながら、将来を見据えた道東の物流問題の解決を図るとともに、食の高付加価値化を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を目指して取り組んでいる。

帯広市では、今後とも、様々な課題の解決に向けて効果的な施策を計画的かつ戦略的に推進しながら、取り巻く情勢が変化する人口減少の時代においても地域の活力を生み出し、持続的に発展していく新たなまちづくりを目指しており、その実現が期待される。

帯広市役所の皆様には、取材への対応などに多大なるご協力をいただきました。誌面を借りて御礼申し上げます。

特別研究員 瀬川辰徳

各課題の調査研究を着実に実施しています

(令和7年7月～9月)

ホクレン委託事業に関する現地調査

(7月3～4日、7日、9～10日、24日、29日)

てん菜業務部からの「てん菜安定生産、生産性向上に関する調査」について、十勝、空知、上川、胆振、オホーツク管内のJA担当者や生産者から、てん菜の生産技術に関する聞き取り調査を行いました。

自主研究に関する情報調査

(7月11日、8月7日、13日、18～19日)

安平町で開催された「空知有機農業ネットワーク研修会」に出席するとともに、空知、石狩、宗谷管内においてみどりの食料システム戦略に対応した有機農業の展開について情報調査を行いました。

北農五連JA営農サポート協議会委託事業に関する現地調査

(7月7日、24～25日、8月7日)

今年度、地域農業振興計画の検証業務を受託したJA道央において、組合長、常勤理事、営農担当職員、および組合員から、今振興計画の策定、進捗経過などについて聞き取り調査を行いました。

北海道農産物協会委託事業に関する情報調査

(8月1日、6日)

農研機構 北海道農業研究センター(芽室町)、東北農業研究センター(WEB)で、温暖化などの気候変動が、小麦などの畑作物の生育に及ぼす影響について調査しました。

機関誌掲載記事の取材

(7月11日)

「地域と農業」で連載している「わがマチの自慢」の取材のため、帯広市役所を訪問し、農業生産や農業政策などについて聞き取りしました。

栗山町農業振興公社との共同研究に関する打合せ

(8月4日)

令和7年度から2ヶ年で取組む栗山町農業振興計画策定支援業務の取進めについて委託元と協議しました。

■ホクレン委託事業に関する現地調査（8月6～7日、21日）

てん菜業務部からの「てん菜安定生産、生産性向上に関する調査」について、十勝管内のJA担当者や生産者、糖業事業所からてん菜の生産技術に関する聞き取り調査を行いました。

■JA帯広かわにし農業振興計画に関する打合せ（8月22日）

組合員アンケートならびに組合員組織役員とのヒアリング結果などを踏まえた振興計画の素案について協議しました。

■自主研究に関する現地調査（8月24日～9月12日）

生産資材価格高騰を受けて、放牧酪農地帯における国産資源の活用や生乳の流通、加工などに関する調査を行いました。

■機関誌掲載記事の取材（9月8日）

「地域と農業」で連載している「わがマチの自慢」の取材のため、津別町役場を訪問し、農業生産や農業政策などについて聞き取りしました。

■公立鳥取環境大学学外研修生の受入れ（9月10日）

公立鳥取環境大学の学外特別演習「北海道における都市農村交流」を実施しました。

■北海道農産物協会からの委託事業に関する現地調査

（9月10～12日、16～18日）

気候変動が作物の生育に及ぼす影響などについて、四国、九州の農業関連機関において聞き取り調査しました。

■東京農業大学現地研修生の受入れ

（9月22～23日）

東京農業大学研修生を受入れ、栗山町において開拓の歴史やその後の展開、新規参入者の農業経営などについて研修を実施しました。

■韓国京畿道からの視察受入れ

（9月24日）

韓国京畿道議員の視察を受け、北海道の農業生産の現状や農協の事業などについて意見交換しました。

■ホクレン委託事業に関する中間報告

（9月26日）

てん菜業務部からの「てん菜安定生産、生産性向上に関する調査」について、委託元にこれまでの調査結果の概要を報告するとともに今後の取進めについて協議しました。

人事異動

<退任>

研究部次長

野 津 裕

(8月31日付)

編集 後記

豊穡の秋を迎え、地元産の農作物で食卓が賑やかな時期ですね。

しかしながら、今年の日本列島は、夏の平均気温(六〜八月)が過去最高を記録し、北海道でも北見で三九度など、二二地点

で過去最高の気温を記録したことで、農業においては高温障害が危惧されました。

また、地区によっては線状降水帯による被害がでるなど、依然として不安定な気候の中、全般に降雨量が非常に少なく、干ばつの一年でした。

結果、今も話題のお米は平年並み以上のようですが、イモや玉ねぎなど野菜については、干ばつの影響で厳しい収穫を迎えた地区が多いようです。

当研究所も、「全国的な気候変動とそれに伴う農業生産への影響」といった研究課題に取り組んでいるところですが、年々、平均気温が上昇しており、暑さを回避しようというより、

対策を講じていくことが必要になってきています。

米の増産といった農政の新たな方針に伴い、担い手問題や、農地の集約化、生産費の高騰対策などと共に、高温耐性品種の開発を後押しする旨、農水大臣が言明しています。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構でも、昨年度、寒さにも暑さにも強い独自の品種開発に着手し、数年以内には比較的高温に強い品種を生産者に届けるべく研究中といった記事が載っていました。新たな生産環境への対応とといった点では生産者の皆さんが苦慮なされる姿も想像でき

ますが、一つの方向性としては必要不可欠な研究と考えます。

今年の猛暑を振り返りながら、何年か先の北海道農業がどのように進化していくのか、思いを馳せながら見守りたいと思います。

(事務局長・今野貴紹)

「地域と農業」第139号

発行：一般社団法人 北海道地域農業研究所

〒060-0806

札幌市北区北6条西1丁目4番地2

ファーストプラザビル7階

☎ 011 (757) 0022

Fax 011 (757) 3111

HP : <https://www.chiikinouken.or.jp>

E-mail : office47@chiikinouken.or.jp



代表取締役社長 河原 伸成

本 社

〒060-8550

札幌市北区北 7 条西 1 丁目2-6

TEL 011-756-3211(代) FAX 011-709-5640

電 子 化 の ス ス メ

電子化とは、資料や書類をスキャンして電子データ化することです。汚れたり、無くしてしまったりする前に、電子化することをオススメします。

電子化する メリット

- ◎会社や学校のサーバーへ置けば、いつでも閲覧・ダウンロードが可能。
- ◎大切な資料や本の破損・紛失対策に！
- ◎パスワードによる閲覧・編集・コピー制限も可能。
- ◎文字検索が素早く可能！
- ◎置き場所の整理に！



- 本を分解して電子化したあとに再製本して本をお返しすることもできます。

廃棄処分も可能です



- 印刷会社なので電子化した後に印刷(増刷)もできます。
- 少数の印刷製本も可能！



北海道印刷企画株式会社

064-0811 札幌市中央区南11条西9丁目3番35号

TEL(011)562-0075

URL: <http://www.hpp-c.jp/>

E-mail: info@hpp-c.jp



北海道カラーユニバーサルデザイン機構会員

おいしい顔って、 無敵なのだ。

おいしいものを食べて弾ける、この笑顔。

これこそ、世界共通のシアワセ、ゼツタイ最強！

ホクレンもこの笑顔をめざして

北海道の農畜産物をお届けしています。

北海道のおいしさには、

雪がもたらす豊かな水と、爽やかな夏、

昼夜の寒暖差のある気候と、どこまでも続く大地。

そして、農家さんの情熱が、

ギュッと詰まっているんです。

さあ、安全でおいしい

北海道を食べて、 シアワセになろう。

つくる人を幸せに、食べる人を笑顔に



ホクレン

